#### **Research Material**



# 英国、米国、フランスおよびドイツ における金利規制の影響

# 英国貿易産業省(DTI)

2004年8月

このリサーチマテリアルは、英国貿易産業省が発行した"The Effect of Interest Rate Controls in Other Countries," August 2004 の全文翻訳である。

# 目次

1.0 はじめに	3
1.1 調査の背景	3
1.2 調査資料	4
1.2.1 米国に関する調査資料	4
1.2.2 英国、フランスおよびドイツに関する調査資料	5
1.3 各国市場における規制枠組の概要	6
1.3.1 米国における規制枠組	6
1.3.2 フランスにおける規制枠組	7
1.3.3 ドイツにおける規制枠組	7
2.0 現状	10
2.1 需要 - クレジットの必要性に関する水準と上限金利がある市場と	
ない市場における消費者選択の動向に関する結果	10
2.2 供給:上限金利に対する貸し手の対応に関する結果	18
3.0 消費者にとってのクレジットのコスト - 上限金利がある市場と	
ない市場から得られた結果	26
3.1 主流のクレジット市場	26
3.2 サブプライム市場	27
3.2.1 クレジットのコストを形成する上での行動プライシングの役割	28
3.3 低所得の借り手による返済行動パターン	31
3.3.1 異なるクレジット・モデルを利用したクレジットのコストの比較	35
3.3.2 米国におけるクレジットの実質コスト	35
3.3.3 英国におけるクレジットの実質コスト	42
3.3.4 フランスにおけるクレジットの実質コスト	44
4.0 上限金利のコスト以外の影響	
- 上限金利のある市場とない市場から得られた結果	47
4.1 クレジットからの排除	47
4.2 債務不履行の結果	54
4.3 違法な貸付	57
用語解説	59
訳者あとがき	63

#### 1.0 はじめに

#### 1.1 調査の背景

( )2003 年を通じて、消費者信用規制の見直しに関するコンサルテーションが、クレジット産業、地方自治体および消費者団体の代表者を含む、広範な利害関係者を交えて行われた。このコンサルテーションの実施に呼応するかたちで、一部の消費者代表は、英国における上限金利の導入が、搾取的な貸付問題に対処し、消費者保護を強化し、貧困問題と取り組む上で有効な手段になるという見解を示した。

( )英国では 1974 年消費者信用法の施行以来、上限金利は設けられていない。しかしながら、EU 諸国の多くや米国の州の一部では、上限金利が規制手段として用いられている。そのために、貿易産業省(DTI)は、英国で上限金利を導入した場合に起こりうる影響を理解しようと考えて、他の国々において金利規制がどのように機能しているのかに関して調査を委託した。

( )この調査は、以下のことを確かめることを目的としていた。

- ・ 他の国々におけるより広範な規制枠組のなかで、上限金利がどのように適用されているか。
- ・ 上限金利がクレジット市場全体(高リスクの貸付に特化した市場部分とは異なるものとして)にどのような影響を及ぼしてきたか。
- ・ 上限金利が低所得者、地位を証明できない借り手(non-status borrower、訳者注:所得や雇用の証明ができない借り手、あるいは信用履歴のない者を指す)および信用履歴に傷のある者に対するクレジットのアベイラビリティ(利用可能性)にどのような影響を及ぼしてきたか。
- ・ 上限金利が低所得および高リスクの借り手に対するクレジットのコストにどのよう な影響を及ぼしてきたか。

( )本調査は、貧困や社会的疎外を起こさせないためのより広範な取組みのなかでクレジットが果たす役割、ならびにすべての者に負担可能なクレジットを提供するという政府のビジョンを実現するにはどうしたら最も効果的かということに関する激しい討議のさなかで行なわれた。本調査は、この重要かつより広範な議論に対して、そしてこの公共政策の主要分野における考え方の発展に対して、事実に基づいた大きな貢献となることを意図している。

#### 1.2 調查資料

( )本調査は、米国、英国、ならびにフランスおよびドイツで実施された。世界で最大かつ最も発展したクレジット市場をもつ米国は、英国で上限金利を導入した場合に起こりうる影響を理解しようとするとき、多くの利点を提供してくれる。米国の経験から、上限金利がない州と上限金利がある州とでクレジット市場の比較を行ない、上限金利を導入した場合または撤廃した場合の影響を分析する機会を得ることができる。同様に、米国のあとを追うという英国のクレジット市場の発展傾向を考えると、近年英国で導入された高金利のクレジット・モデルの一部に関して、米国の経験が英国市場の将来に対する教訓となる可能性もある。他方、フランスおよびドイツという EU 隣国のクレジット市場からは、両国とも長年上限金利を設定してきたため、有用なヨーロッパにおける評価基準が得られ、法定上限金利がない英国との比較が可能になる。

( )本プロジェクトの調査資料は充実している。4つの市場すべてについて、広範な一次的および二次的調査が行なわれた。本調査での分析は、以下のような調査資料に基づいている。

#### 1.2.1 米国に関する調査資料

- ・ 関連文献のレビュー
- ・ 全米規模の信用情報機関、「トランス・ユニオン」が有する、(未公開の)州レベルの 消費者信用データベースを用いた考察。分析は、米国の消費者から抽出された 38 万 人のサンプルに基づいている。
- ・ 米国各州における規制枠組の詳細を確認するために、各州の州法銀行(州法によって 認可された銀行)によって行われた規制当局および議会を対象にした調査
- ・ 自動車ローン (1,646 のローンについて金利を調査) およびパーソナルローン (591 のローンについて金利を調査) に関するクレジットのプライシングを試験例にして金利を確認するために行なわれた、すべての州における主流の貸付業者を対象にした調査
- ・ ノン・スタンダード貸付業者および市場に関する調査
- ・ ノン・スタンダード貸付業者の業界団体 (ペイデーローン、RTO、小切手キャッシング、質屋) とのインタビュー
- ・ 州レベルの業界団体データに関する調査
- ・ さまざまな業界およびブローカーに関する報告書や公表されている研究
- ・ 米国経済統計局、連邦準備制度理事会の消費者信用データを含む公的ソースからのデータ

- ・ 米国で利用可能な幅広いサブプライム・クレジット商品のプライシングについての詳細を確認するために行われた、ネットによる貸付業者およびその商品に関する調査
- ・ 米国各州において異なるタイプのクレジット・サービスを提供する貸し手の数を確認 するために各州で行われた、イエローページに相当する電話帳調査に関する調査

#### 1.2.2 英国、フランスおよびドイツに関する調査資料

- ・ 3つの国のそれぞれで行なわれた独自の消費者調査
- ・ 2003 年 10 月から 11 月にかけて家庭訪問によって行なわれた対面によるインタビュー
- ・ 各国で家計所得下位 20%に属する低所得消費者から抽出された代表的サンプルの 2.717 人<sup>1</sup>
- ・ フランスおよびドイツの規制枠組に関する調査
- ・ 法規制の詳細
- ・ 裁判所による解釈
- ・ 文献のレビュー
- ・ 商品および関連するプライシングに関する調査
- ・ ネットおよび電話による貸付業者を対象とした調査
- ・ 商品の契約条件について詳細を調査することを目的としたミステリー・ショッピング (訳者注:顧客を装った調査員による覆面調査)
- ・ さまざまな業界およびブローカーに関する報告書や公表されている研究

<sup>1</sup> ドイツのサンプルでは、家計所得下位 20%に属していても、フランスおよび英国よりも、 低所得者の連続線においてより豊かな端のほうに偏る傾向がみられる。

#### 1.3 各国市場における規制枠組の概要

#### 1.3.1 米国における規制枠組

()米国は過去30年間にわたって、かつては一般的であった上限金利規制に関する枠組 が州ごとに徐々に撤廃されてきた。しかしながら、公式の上限金利は依然として非常に一 般的なものであり、公式の上限金利は時の経過につれて上昇する傾向にある。現在、上限 金利は段階方式が主流であり、ローンが小口になればなるほど、高くなっていく(2,000 ド ル前後のローンに対して定められていることがほとんどである)。なかには上限金利の完全 撤廃を選択した州もある。英国が上限金利を撤廃した 1974 年の時点で、上限金利を設けて いなかったのはマサチューセッツ州とニュー・ハンプシャー州だけであったが、2004 年に は 10 州となっていた。上限金利は州憲法に明記されていることもあるが、たいていは州議 会によって定められ、時折改定されている。上限金利は、貸し手が異なるタイプのローン に対して課すことができる最大金利を示すものである(ローン額が通常主な決定要因とな るが、貸付業者が州によって規制されているかどうかも課すことのできる金利の違いの多 くを説明するものである)。上限金利は、単に課すことのできる最大金利を示すだけのフラ ットな利率上限として設定されることもあれば、口座の開設または維持に関する手数料と いった、その他の要素に関する最大手数料が別に示されることもある。また、ヨーロッパ・ モデルの APR (年利率)と同じように、上限金利が月間または年間の最大金融手数料 (maximum finance charge)という形で示されることもある。

( )しかしながら、小口ローンや特定の貸付モデルに対しては、多くの州で特例的な適用除外規定が定められている。小口ローンに対する特例的な上限金利は、1974年の時点ですでに導入されており、西部の6州で設けられていたが、しだいに広がってきており、2004年には27州で設けられていた。クレジットを受けられない人々が出てくるという潜在的可能性や、銀行が取引対象としない地位を証明できない借り手(non-status borrower)がクレジットを必要としているという認識から、米国におけるビッグ・ビジネスである質屋に対しては上限金利の適用除外が認められており、現在ではバーモント州を除くすべての州で認められている。過去10年間にわたって新世代のサブプライム層向けクレジット・モデルが発展するにつれて、全般的な傾向としては規制が容認され、統制の方向に向かっている。ペイデーローンに対する業界特例的な免許立法が28州で設定されており、さらに7州で小口ローンに関する適用除外規定のもとでペイデーローンが認められている。RTOに有利な特例的な法律が、2004年には3つの州を除くすべての州で設けられていた。車検証ローンは、大部分が質屋に関する適用除外規定でカバーされている。2

( )近年、規制の焦点は州を越えた貸付の促進にある。画期的な事件である米国最高裁訴訟事件(マーケット社 対 ファースト・オブ・オマハ・サービス社、1978年)により、連邦法銀行(連邦法により認可を受けた銀行)はクレジットカード保有者に対して「州外」金利(すなわち、連邦法銀行が認可された場所の金利)を課すことができるようになった。この判決によって、連邦法銀行主導で州際的銀行業務の成長が促進された。その後、1999年金融近代化法(Financial Modernization Act of 1999)第731条が制定され、公平な競争の場が連邦によって有効に確保され、州法金融機関も州際金利を課すことができるようになった。2004年においても、この決定の完全な解釈は依然として裁判所に委ねられている。

( )1968 年に制定された真実貸付法 (Truth in Lending Act ) によって、違約金や付随手数料を含めたすべての手数料が販売時点で提示されなくてはならなくなった。



#### 1.3.2 フランスにおける規制枠組

( )フランスのアプローチは、APR の構成要素を厳密に定め、金利の設定について限定

された柔軟性しか認めないというものであり、フランス国立銀行が債務不履行および過重債務について直接的に統制し、また責任を有している。現行の上限金利に関する枠組は、上限金利と消費者信用の枠組みがともに消費法典(Code de la Consommation)に包摂されていた 1966 年にさかのぼる。上限金利は、四半期ごとにフランス国立銀行が評価する市場平均金利を 3 分の 1 上回る金利に設定されている。3 つの異なる金利が適用されている。1,524 ユーロ未満のすべての消費者ローンに対して最も高い金利(2004 年第 1 四半期で20.85%)が、1,524 ユーロを超える割賦ローン、リボルビングローンおよび当座貸越にその次に高い金利(16.25%)が、そして 1,524 ユーロを超えるパーソナルローンおよびその他のローンに対して第 3 の金利(9.6%)が設定されている。

( )大まかなルールは、強制的な手数料はすべて APR に含めなければならないということである。したがって、保険のような強制的ではないが慣例として自動的に口座に加算されるような項目は、APR および金利計算には含まれない。口座の管理にかかわる項目は、APR には含まれないが、延滞に対する手数料および金利の適用方法に関する算式3が設けられている。「課税経費」となる項目は、APR の計算または法定の算式のなかではカバーされないが、消費者に課すことができる。延滞にかかわる管理手数料はこのカテゴリーに入る。

()債務不履行に対する制裁は、厳しく、迅速かつ包括的に適用されている。フランス国立銀行は、ネガティブな信用情報の主要データベースである FICP (Fichier des Incidents de Credits aux Particuliers) および IB (Interdit Bancaire、銀行取引停止)制度を管理している。債務不履行が短期間に解消されない場合には、自動的な法定手続によって、FICPまたは IB へ登録が債務不履行の比較的早い段階で行われる。IB は、最も基本的な送金以外のすべてに対して、そして多くの場合、より広範囲なサービスに対しての障壁として機能する。その期間は最近 10 年から 5 年に短縮された。その上、FICPへの登録によって、民間クレジットへのアクセスは不可能になる。フランス国立銀行はまた過重債務を管理しており、債権者との再生取り決めを監視している。負債に関する延滞額、ならびに締結されたが口座引落しまたは小切手の振出しという形で支払いがなされない契約を履行させるための法的要件がある。特に小切手が不渡りになった場合および口座引落しがなされなかった場合の標準的な罰金制度もあり、消費者がいかなる場合でも負担することになる銀行手数料や加盟店手数料に加えて適用される。個人破産法の来るべき改革によって、そのプロセスはより柔軟なものとなることになる。

<sup>3</sup> 法定の賦課算式は、借り手が債務不履行を起こした後に貸し手がどのように行動するかで異なってくる。貸し手が契約を解除することを選択すると、残高の8%を請求することができる。貸し手が既存の契約を継続する場合、手数料は延滞額の8%になる。貸し手が債務返済繰延べに同意すると、手数料は延滞額の4%に下がる。

#### 1.3.3 ドイツにおける規制枠組

- ( )ドイツには、金融サービスに関する自主規制という長い伝統がある。この規制アプローチは、販売時点での透明性および債務不履行の回避に焦点を当てることである。主要な消費者保護の枠組は、1990 年消費者信用法 (Verbraucher-Kreditgesetz)で規定されている。現在の上限金利は、1978 年および 1980 年代の重要な判決の結果定められたものである。裁判所で適用された「経験則」によって、上限金利は毎月ドイツ連邦銀行によって発表されるローン・タイプ別市場平均金利の 2 倍の水準に設定される。世帯向けローンに対して適用される平均金利には 2 種類ある。すなわち、消費者ローンおよび当座貸越である。2003 年の金利は、消費者ローンについては 6.90%から 7.90%の範囲で、当座貸越については 10.27%から 10.84%の範囲で月ごとに変化していた。
- ( )法的拘束力をもった計量的なガイドラインが 2 つの上限金利について定められている。すなわち、消費者信用に関する最大金利と債務不履行金利である。後者は、貸付業者が債務不履行を回避するためのインセンティブとして、ほとんどの金利よりも低く設定されている(ベースレートまたは公定歩合を 5%上回る)。主な要件は、手数料の透明性に関するもので、手数料はすべて契約書に明示しなければならない。保険料を APR に含めなければならないのは、それが強制的なものである場合だけである。会員になることがローンの条件であったとしても、審査費および会費は APR には含まれない。購入の際の取引費用は APR に含まれるが、現金引出しにまつわる費用、明細書の発行費および通信費といった一連の経常的費用は APR に含まれない。延滞にまつわる費用はいずれも APR に含めてはならない。
- ()貸し手にとってのリスクは通常、保証人の利用や、返済がなされない場合に給与や社会給付金に直接アクセスできる貸し手の契約上の権利(この権利は返済がなされなくなってから3か月後に自動的に適用される)によって、大幅に軽減される。
- ( )この他に、貸し手は、過重債務に陥った借り手をさらなる負債の深みに追い込むような手数料を課してはならないという一般的な注意義務を課されている。これには、債務不履行の結果は非常に厳しいものであるから、あらゆるコストでもって回避しなければならないという仮定が背後にある。したがって、実質的な債務軽減を与えない債務リストラクチャリングに関する制約や関連する手数料に関する禁止規定が設けられている。貸し手は、債務者を「破産に」追いやるような金銭的要求を行なうことを広く禁じられている。
- ()金融サービスにおける自主規制という長い伝統は、クレジット・ブローカーの領域で行き詰まっており、現在新しい規制が提案されているところである。

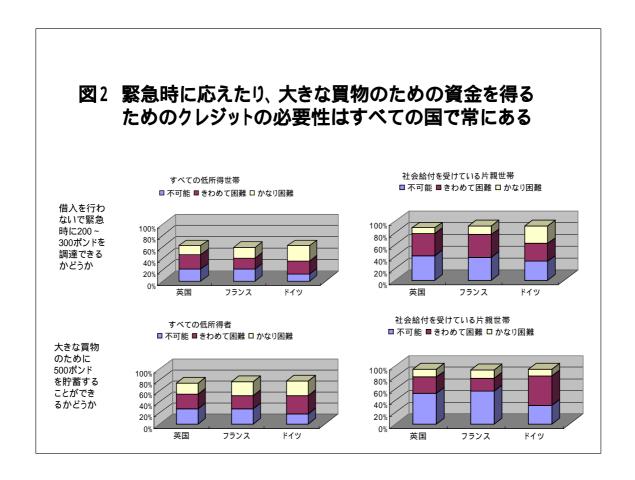
#### 2.0 現状

# 2.1 需要 - クレジットの必要性に関する水準および上限金利がある市場とない市場における消費者選択の動向に関する結果

( )本プロジェクトのために行なった調査のなかで最も目を引く特徴の1つは、需要が国を横切って常にあるということである。これは、クレジットの必要性に関する全体水準と 意思決定の動向の双方に関してあてはまる。

需要は規制または文化的文脈に関係なく一定であり、特に低所得者世帯はクレジットの必要性を減らすことはできない。

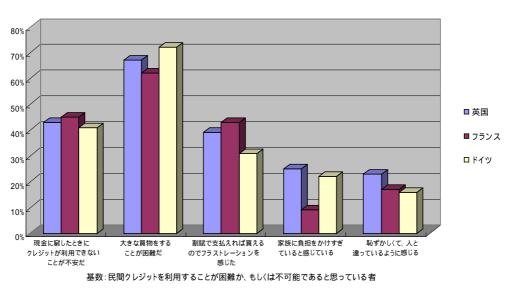
- ( )われわれが調査を行った上限金利のある市場において低所得者世帯によるクレジットの利用水準がより低いのは、需要の不足ではなく、クレジットの選択肢が制約されていたことによると思われる。実際、家計が非常に逼迫している世帯は、最も借入を必要としている可能性が高いが、現金が急に必要になったときの安全策として貯蓄をしている可能性は低く、必需品の購入に備えて貯蓄をするような状況にある可能性も低い。
- ( )ヨーロッパでの消費者調査によれば、借入の必要性によって測定されたクレジットに対する潜在的需要は、どの国でも驚くほど一定であった。各国の家計所得下位 20%のうち、10 世帯中約 6 世帯が少なくとも時々は借入を行なう必要があると回答していた。これを換算すると、英国ではクレジットを必要とする低所得者世帯が 370 万存在することになる。こうした世帯のうち 4 分の 3 は、特別な買物のために 500 ポンド相当の貯蓄を行なうのは困難であるか、もしくは不可能であると感じている。社会給付に依存している世帯では、3 カ国のすべてにおいて、10 世帯中 9 世帯が借入を行なわない限り、緊急時に 200 ポンドから 300 ポンド相当の資金を調達するのは困難であるか、もしくは不可能であると言っている。したがって、ドイツの最貧世帯層による民間クレジットの利用水準が低いのは、借入に対する文化的抵抗または必要性の発生がより低いからではなくて、むしろ供給の不足によるものである。



クレジットを得ることができないと感じている者は、現金に窮することに対処したり、必要だけれども買う余裕のない商品を購入するための手段をほとんどもっていない。

()後の 2.2 で示すように、民間クレジットのアベイラビリティ (利用可能性)は、国によって大きく異なる。しかしながら、クレジットからの排除が生じるところではどこでも、クレジットの選択肢をもっていないと認識している人は、その影響に関して共通の見解をもっている。最も深刻に考えられている影響は、大きな買物のための資金が得られないということであり、また排除されている者は現金に窮しているという意識をもっている。

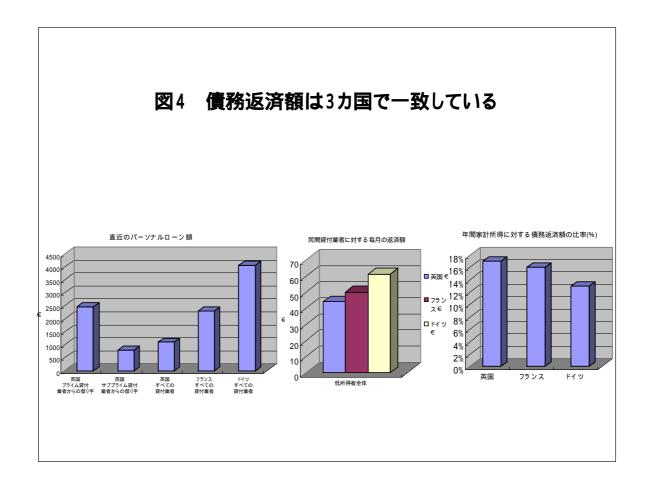
# 図3 クレジットからの排除は現金に窮することの潜在的影響に関する不安を広範囲に創り出し、高価な商品の購入をきわめて困難にしている クレジットから排除されたことの影響について感じたこと



( )所得に占める債務返済の割合は、利用される商品や債務額にかかわらず、どの国でも 非常に近い値を示している。負担可能性の重要性および管理可能な返済スケジュールを決 める要因に関する判断の一致性についても、同様に顕著である。次頁の図 4 にみられるよ うに、英国、フランスおよびドイツの債務者は非常に異なる商品を利用しており、返済期 間も借入額も大きく異なるにもかかわらず、毎月の返済額はどの国でも非常に近い値を示 していた。これらの債務返済額(すなわち、民間貸付業者への返済額)は、月収に対する 割合についても各国間で近い値を示していた。4

12

<sup>4</sup> このサンプルにおけるドイツの借り手の所得プロファイルは、英国またはフランスの借り手よりも高かった。というのは、ドイツの貸し手は、借り手に安定的な仕事に就いていることを要求しているからである。



異なるクレジット・モデルの選択動向もまた一貫しており、コストおよび効用の点で合理的であると思われる。

( )サブプライム層の消費者選択の動きおよび貸付モデルの選択でトレード・オフが行われる方法もまたどの国でも一貫しており、これは家計逼迫に対処する際の経験の普遍性を反映しているように思われる。低所得の借り手が少なくとも2つ以上のクレジットの選択肢をもつ場合、貸付モデルに関する消費者選択は、コストと効用の双方において合理的であるように思われる。

( )一般的に言って、家計が逼迫している借り手は、容易にアクセス可能な現金を提供してくれ、理想的には資産の所有権を担保として要求されないクレジットの選択肢を選好している。米国では、図 5 で示すように、現金ローンが利用可能なところではどこでも、現金ローンが資産の所有権を担保として求める質屋よりも成功している。また、図 7 が示すように、ペイデーローンは質屋や RTO よりもはるかに速く成長している。同様に、図 11 が示すように、英国ではショッピングバウチャーまたは質屋を通じてクレジットを得るよりも、住宅訪問クレジットがより多くの世帯で選択されている。借り手はまた、クレジッ

トの獲得にともなう取引費用、努力およびリスクを最小化しようとする。そのため、返済 延滞や不履行から生じる個人的および財務的厚生に対する損害を引き起こす可能性が最も 低いモデルがしばしば選好されることになる。その他の条件が等しいとすれば、コストは 予想される借入の総コスト(金利だけではなく)および負担可能性の双方から評価される。 このほか、他のクレジットの選択肢がない場合には、借り手は利便性、不履行に陥った場 合の厳しい制裁の回避、およびアベイラビリティ(利用可能性)に対してプレミアムを進 んで支払っている。

緩やかな規制制度をもつ米国の州では、借り手は古いタイプのサブプライム・モデルよりも新しいモデルを選択しており、主流のクレジットをより少ししか利用していない。

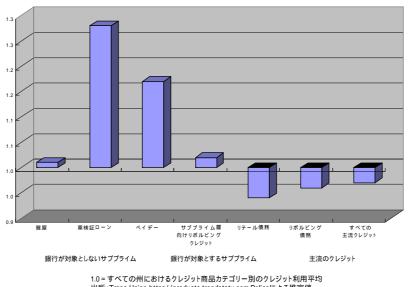
( )上限金利のない米国の州におけるさまざまな貸付モデルの相対的重要性は、先に述べたサブプライム層の消費者選択の動向に一致している。これらすべてのクレジット・モデルから自由に選択できるならば(すなわち、上限金利のない州やペイデーローンが設立できる適用除外のある州では)、消費者選択のパターンは州を越えて一致しており、上限金利のある州でみられるパターンとは異なっている。上限金利のない州では、銀行が対象とする借り手は、主流の資金調達方法に加えて、サブプライム・モデルを利用している。短期ローンに関しては、サブプライム・モデル、特にペイデーローンは主流のクレジットよりも選好されている。消費者は、伝統的な質屋(多くの場合、規制当局によって好感をもたれている)から、車検証ローン(銀行が対象としない借り手)およびペイデーローン(銀行が対象とする借り手)に移行しつつあるようである。5

14

 $<sup>^5</sup>$  図  $^5$  の数値は、商品カテゴリーごとの人口  $^1$  人当たりの平均債務額(ドル)に基づいている。

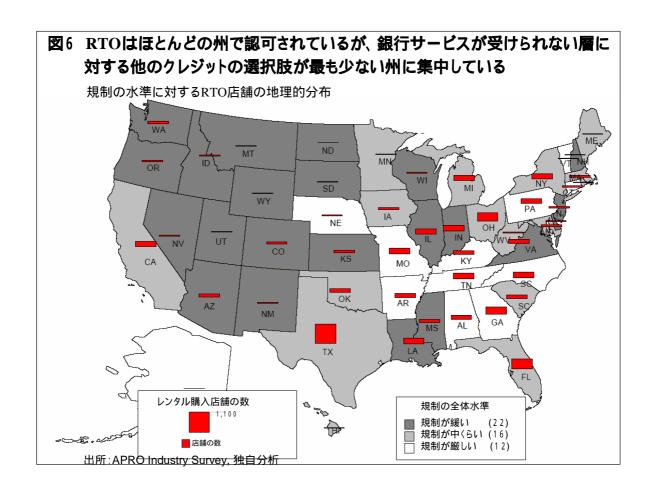
## 図5 規制の緩やかな州における消費者の選択は主流の クレジットよりも新しいサブプライム・モデルを消費者 が選好していることを反映している

すべての州におけるクレジット商品の利用と比較した上限金利および /またはペイデー規制のない州における商品タイプ別のクレジット商品 の利用



出所: Trans Union https://products.trendatatu.com,Policsによる推定値

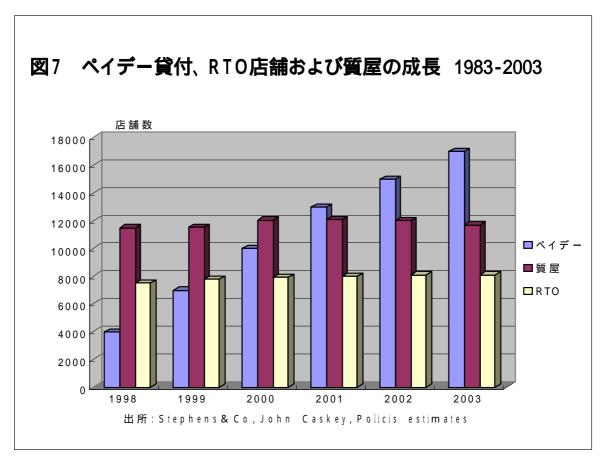
()RTO は、クレジットの選択肢が欠如している、上限金利のある州でより強い。RTO は、銀行が対象としない消費者が特に家具や大型家電のような大きな商品をレンタル契約という手段で購入することを可能にする。それに対して、上限金利のない州では、レンタルではなくて、購入がそのような商品の獲得ルートとして選好されているが、それはリテールまたはその他のクレジットの選択肢によって購入資金を調達することが可能であり、消費者にとってより幅広い選択とより良い価値が利用可能なことを反映している。前の図3で示したように、収入だけでは買う余裕のない商品を獲得することに対する障壁は、クレジットにアクセスできないことから生じる大きな困難の1つである。

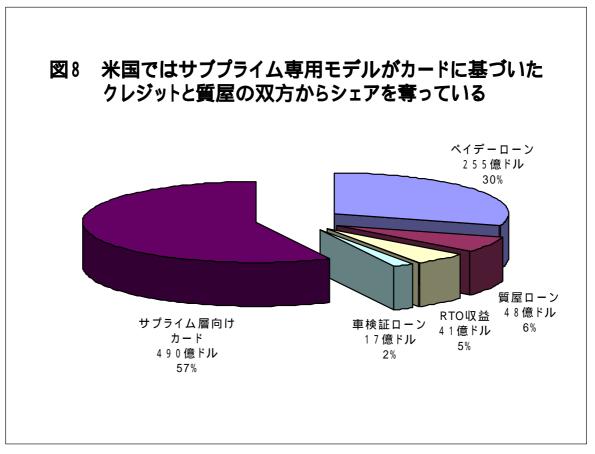


米国および英国の両国において、消費者は主流のクレジットや伝統的な商品よりも、新世代のサブプライム・モデルを積極的に選択している。

( )米国および英国におけるサブプライム市場のなかでもプライム市場に近いところでは、新世代の近代的なサブプライム商品に移行するという傾向がはっきりみられる。銀行が対象とする借り手は、必要に合ったローン額で、容易にアクセスでき、電子的チャネルによって促進され、大手の全国的および国際的なサプライヤーによって供給されるサブプライム商品を選択しつつある。主流およびサブプライム層向けクレジットカードは、ペイデーローンのような高金利のサブプライム専用モデルとともに、それぞれ異なる理由で利用されている。同じような傾向は、銀行が対象としないクレジットの選択肢がより少ない借り手に関してもみられるが、比較的弱い。米国では車検証ローンおよびRTOが質屋に取って代わろうとしているのに対して、英国では住宅訪問クレジット業者がサブプライム層向けクレジットカードに顧客を奪われている。

( )こうした消費者選好の動向は、過去 5 年間にわたる米国でのペイデーローン、RTO および質屋の各セクターの相対的な成長・衰退に示されている。





#### 2.2 供給:上限金利に対する貸付業者の対応に関する結果

#### 上限金利のある市場では商品の多様性がより少ない。

- ( )われわれが調査を行った上限金利のある市場では、市場で利用可能なクレジット商品の多様性がより少なく、低所得者世帯に提供されるクレジット・モデルの範囲は明らかにより狭いことが示されている。これは、特に社会給付に依存する者、銀行が対象としない者(英国および米国の両国においては少数ではあるが重要な部分である)、および信用履歴に傷のある者に関して顕著である。高金利に特徴づけられる傾向があるサブプライム層向けクレジット・モデルは、上限金利がすでに設けられている場合に発展できないか、上限金利が設けられた退出せざるをえないかのどちらかである。
- ( )その影響は、フランスまたはドイツよりも英国および米国で利用可能なクレジット・モデルの多様性がより大きいことにみることができる。前述したように、英国および米国の両国には、ますます細分化されつつあるサブプライム市場が存在することがはっきりとわかる。それに対して、フランスとドイツのどちらにも、図 9 が示すように、サブプライム・セクターははっきりとした形では存在しない。

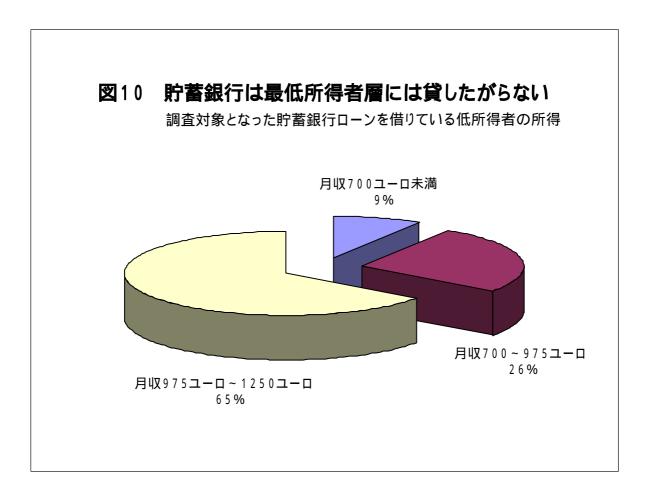
スおよびドイツ	ソにおけるクレ	ジット商品の	多樣性
英国	フランス	ドイツ	
クレジット	企業によるタームローン 現金引出し枠付のクレ ジットカード	銀行	
	より制限された現金融資 枠付のクレジットカード		
カード			
無担保ローン			
	(公営質屋)		
	<b>英国</b> クレジット カード 有担保ローン	英国     フランス       企業によるタームローン       現金引出し枠付のクレジットカード       より制限された現金融資枠付のクレジットカード       カード       有担保ローン       無担保ローン	<ul> <li>企業によるタームローン 銀行</li> <li>りレジット</li> <li>現金引出し枠付のクレジットカード</li> <li>より制限された現金融資枠付のクレジットカード</li> <li>カード</li> <li>有担保ローン</li> <li>無担保ローン</li> </ul>

貸付業者は、高リスクの借り手に対してアクセスのハードルを高めるという形で上限金利に対処する。

( )ドイツは、特に債務不履行を起こさないようなインセンティブと結びついて、どのよ うに上限金利が高度にリスク回避的な貸付業者の集合につながるかということに関する良 い例である。ドイツにおけるクレジット・スコアリングの最低基準および貸付基準は、よ りリスクの高い層を排除するような水準で設定されている。低所得の借り手が一般にクレ ジットを得ることができるのは、安定的で長期的な仕事に就いている場合のみである。最 低ローン額は、最低所得者層が求めていると思われるものをはるかに上回る水準に設定さ れる。調査対象となったサンプルでは、ドイツの貯蓄銀行6(Sparkassen、低所得者層の主 なクレジット源)の最低ローン額は 2,500 ユーロ、多くの場合は 5,000 ユーロに設定され ており、正社員契約で最低 6 か月雇用されている者に対してのみ供与される。クレジット 契約とともに締結される付随契約によって、貸付業者は所得(または債務者がその後失業 に陥った場合には失業給付)から直接に返済を受ける権利を得られ、それによってさらに 貸付業者のリスクを軽減することができる。銀行に口座が維持されてなければならず、給 料はその口座に支払われなければならず、給料の受領時に返済額を引落すことができる。 これらの条件を満たすことのできない借り手は、満たしている保証人を見つけなくてはな らない。雇用主のサインがある証明書など、包括的な証明書類をクレジットの申込書とと もに提出することが求められ、この条件は厳格に守られている。

\_

<sup>6</sup> ドイツの貯蓄銀行は、歴史的には1つの社会的な役割をもっていたが、最近は高所得者市場に積極的に多角化を図っており、消費者の視点からみると、今や他の商業銀行と区別するできなくなっている。



#### 貸付業者は、新たに上限金利が設定された市場から撤退する。

( )他方、上限金利が導入された市場では、ビジネスモデルおよびプライシング構造を、新しいフレームワーク内で適合するように調整できない場合、貸付業者は市場から撤退する傾向がある。これは、2000年末に車検証ローン業者に対する上限金利が設定されたフロリダ州で起こった。その州で活動を行なう、主に銀行が対象としない自動車所有者に対して高コストの短期現金クレジットを提供する車検証ローン業者の数は、施行前の 600 から翌年には 58 までに減少した(車検証ローン業者がそう呼ばれるのは、車の鍵とともに、車に対する所有権を預かることによってローンが担保されているためである)。

( )多くの州で店舗チェーンを経営している大手のサブプライム貸付業者もまた、規制環境の変化に対して迅速に対応した。通貨監督庁(OCC)が 2001 年末に連邦法銀行に対して、ペイデー市場における活動について慎重に見直すよう勧告を行った際、ペイデーローンを大規模に提供している大手の小切手キャッシング・チェーン、ACE キャッシュ・エキスプレスは上限金利が存在するという理由で、数ヶ月のうちにアラバマ州、ジョージア州およびノースダコタ州(連邦法銀行はこれらの州で上限金利を回避することができた)でのローン提供を打ち切った。

代替的に、貸付業者は、消費者に対する最終的なクレジットのコストが上限金利の範囲 内におさまるように、プライシング構造を調整する可能性もある。

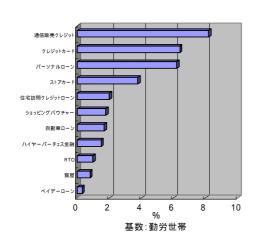
( )上限金利を調整する主要な方法は、クレジットの価格全体に占める金利の重要性を小さくすることである。これは、米国の上限金利がある州およびフランスで行なわれているやり方である。米国は、上限金利を調整した商品やプライシングのイノベーションに関する最も完璧な例を提供しており、英国市場の将来にとって最も示唆に富むものとなるであるう。これについては、クレジットのコストに関する3.0でさらに詳細に議論する。

英国および米国の両国では、サブプライム市場の大きな発展が、高リスクの借り手に対するクレジットカードの拡大につながっている。

( )米国および英国のサブプライム層向けクレジット市場では、それに実際にはフランスでも、近年におけるサブプライム市場の主要な発展は、リスク・プール(ローン・ポートフォリオの全体リスク)を低所得者や高リスクの借り手にまで拡大するために、カードに基づいたクレジットが利用されていることである。この発展は、データ技術、クレジット・スコアリングおよび自動化された顧客管理の進歩によって促進され、リスクに基づいた差別的プライシングを可能にしている。リスク・プールが拡大しているのは、クレジット・コストの重要な構成要素が金利から行動志向的プライシングに移行していることによる。米国では、近年の大きな規制上の発展が州を越えた貸付を可能にすることに焦点をあわせてきたために、カード商品は州の境界を越えて販売を促進できるように設計されており、全米的に適用可能なプライシング構造となっている。行動志向的プライシングは、APR が低いことを特徴としており、修正された形態ではあるがフランスでも採用されているモデルである。

# 図11 英国ではカードに基づ〈クレジットが高いリスク層 にますます広がってきている

勤労世帯および社会給付を受けている世帯による過去12ヶ月間における民間クレジット商品の利用



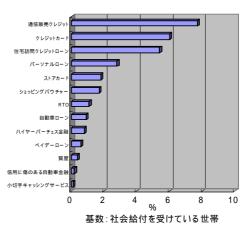
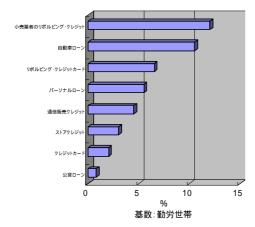
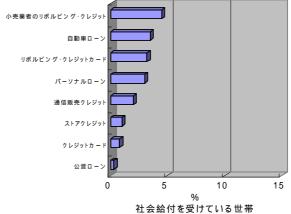


図12 商品を適応させることによってフランスの貸付業者 は最低所得者層にさえもカードに基づ〈クレジットを 拡大することができた





#### 英国のカード市場は、米国の動向に従ってますます細分化されてきている。

( )カードに基づいたクレジットは、今や米国において銀行が対象とするサブプライム層の借り手にとって最も重要なクレジット手段である。カード市場は、ますます細分化されてきており、提供商品の区分は異なるリスク・セグメントに密接に対応している。クレジットは、最もリスクの高い借り手に対しても拡張されている。これは、完全に保証された(預金によって)クレジットカードの提供によって行われているが、英国ではまだそこまでは到達していない。英国では、サブプライム層向けカードは、米国の貸付業者によって開拓されたものであり、急速な成長を遂げている。英国におけるカード提供の範囲は、現在のところ米国ほど広範ではない。しかしながら、英国における新世代の低所得のカード利用者に対して提供されるクレジットカードには、今やもっぱら地位を証明できない(non-status)借り手および「新規利用者(starter)」カード(以前はカードの提供が受けられなかった低所得の借り手に対する)だけでなく、信用履歴に傷のある者に対するカードも含まれる。

グローバルな傾向としてはますます行動志向プライシングに向かっており、これはサブ プライム層向けカードにおいて最も顕著である。

( )プライシングに関して、米国カード市場でますます進む細分化は、異なる水準のリスクに見合った金利を提供することで行なわれており、申込チャネルや利用パターンによって同一の商品に対してでも複数の APR が存在する。しかしながら、決定的なのは、消費者に対するコストのより多くの部分が行動に基づいており、延滞や限度額の超過といった「手数料が課される出来事」がその引き金となるということである。サブプライム層向けカードに関するプライシングは、ますますより高いリスクの借り手の返済パターンから収益を出すよう設計されており、違約金の実質コストはこの 10 年間で 2 倍になっている。より高いリスクの借り手向けに設計された商品は、しばしば付随手数料と結びつけられたプライム・レートで特徴づけられ、それは残額と比べて高くなる傾向がある。リスクの連続線上の最も高いところでは、貸付業者に対するリスクはますます前払手数料や預金(クレジット枠を保証するために、しばしば全額が求められる)によって軽減されており、手数料も事前に支払われることも多い。

新たな高金利のサブプライム専用モデルの出現は、米国におけるサブプライム層向けカード発行者および質屋、ならびに英国における住宅訪問クレジット業者に対する挑戦となっている。

( )米国における供給面でのその他の大きな発展で、英国市場の将来を考える場合に示唆

となるものは、ペイデーローン、RTO、および車検証ローンといった新たな高金利のサブ プライム専用モデルの出現である。実際に、ペイデーローン業者および RTO は、規模は小 さいがすでに英国でも設立されている。ペイデーローン(銀行が対象とする労働者をター ゲットとした市場)および車検証ローン(銀行が対象としない者にサービスを提供する) は、世界中で成功している非カードのサブプライム・モデルの重要な特徴を共有している。 両者とも、高い APR、単純なプライシング構造を特徴としており、短期のクレジットに焦 点を当てており、事前的な顧客回収管理プログラムをもっており、それはカードに基づく モデルのように自動化、遠隔化されているのではなく、労働集約的で関係をベースとした ものになる傾向にある。2.1 の需要に関する議論のように、消費者が質屋(伝統的に低所得 者層や銀行が対象としない者にとって重要なクレジット源であった)よりもこうした新た なクレジット・モデルを選好していることが、その急速な成長につながっている。新たな クレジット・モデルのなかでも最も急速に成長しているペイデーローンは、事実上の開始 から 10 年足らずで、約 15,000 店舗にまで成長し、2003 年には合わせて 1 億件の取引で約 250 億ドルを貸し付けていた。結果として、米国のサブプライム・セクターが歴史的に細分 化されているという性質は変化しつつあり、供給業者はますます規模を拡大し、全国チェ ーン、準全国チェーン、地域チェーンとなっており、その最大手は上場企業となっている。 こうした新しいセクターは今や統合されつつあり、成熟化してきている。こうした発展に 対する規制の対応はまちまちであるが(規制強化と規制緩和で) 大まかな傾向としては受 け入れて、コントロールするという方向に向かっている。さらに詳しいことは、1.1にみる ことができる。そこでは、さまざまな米国の州における規制枠組がどのようにしてそうし た発展に対して適応してきたかを議論している。

#### 結果として、サブプライム市場はますます多様かつ競争的になっており、価格に対する 下方圧力を働かせている。

( )米国では過去5年間、主流の貸付業者およびカード発行会社が高リスクの貸付ビジネスをめぐって新しいサブプライム層向け貸付業者と争うようになったために、銀行が対象とする低所得の借り手をターゲットとした市場の一部がますます競争的になっている。この影響は、上限金利のない州で最も顕著である。米国における主流の貸付業者は、当初はペイデーローン業者との提携関係を築くことによってこの新しいモデルに対応した。もう少し最近では、小切手が不渡りになった場合や口座引落しが行なわれなかった場合に課される NFS (残高不足による引き落とし不能)手数料への脅威に直面して、そして 2003年には 112 億の収益の流れを示したことで、米国の銀行は競争的な商品コンセプトを開発してきた。家計が逼迫している低所得の顧客には、今やいわゆる「不払い保護」商品が提供されている。これらは、本質的に(顧客の小切手が不払いになるのを防ぐ)小口で短期の口座ベースのクレジット枠であり、短期のペイデーローンに対する代替案として設計されて

いる。信用組合(米国においてクレジット市場の主要な勢力となっているが、ほとんどは 大企業の所得が中レベルの労働者にサービスを提供している)もまた、もっぱら低所得者 層を狙った、ペイデーローンと類似した一連のセキュアードカード商品(訳者注:預金の 範囲内のクレジット枠のカード)を開発している。こうした競争が発展した結果、このセ クター、特にペイデーローンの価格は過去5年間で着実に低下している。

#### 英国では、こうした発展は初期段階である。

( )英国でも、こうした発展はみられるが、まだそれほど発展した段階にはなく、サブプライム層向けクレジット・セクターはこれまでにないほど多様かつ競争的な市場へと変化している最中である。過去 5 年間に、ドア・ステップ貸付業者(住宅訪問クレジット)のような英国の伝統的なサブプライム業者は、新しいクレジット・モデルからの競争の圧力にさらされており、その大部分はフランスのトップ貸付業者や米国のカード会社、オーストラリアのキャッシュ・コンバーター(質屋の変形)、ペイデーローン業者、そして RTO業者といった国際的な供給業者からの圧力である。

# 3.0 消費者にとってのクレジットのコスト - 上限金利がある市場とない市場から得られた結果

#### 3.1 主流のクレジット市場

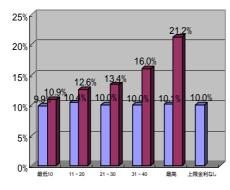
上限金利は、競争によって決定される低リスクの借り手向けのクレジットの価格にはいかなる影響も及ぼさない。

()英国の規制当局によって提示された問題の1つは、主流のローン価格が上限に向かっていく傾向を示し、それによって貸付業者が多かれ少なかれ高リスク層の間で相互補助を行なうことを助長するかどうかということであった。しかしながら、50の州における2,240の主流のパーソナルローンと自動車ローンについてその価格を調査したところ、それぞれの州で上限金利が設けられているかどうかにかかわらず、3,000ドルのパーソナルローンおよび12,000ドルの自動車ローンに関してほとんど等しい価格を示していた。1971年に消費者金融に関する全米委員会(National Commission on Consumer Finance)のために行なわれた類似の調査でも、きわめて類似した結果が得られた。その結果、同委員会は、われわれが2004年に下したのと同じ結論に至った。すなわち、上限金利は低リスクの借り手に対するクレジットの価格には影響を及ぼさないという結論である。クレジット市場が相当に進化した30年を超える期間にわたって結果が一貫していることは、高度に競争的な市場では貸付業者が相互補助を行なう余地はほとんどないということ、そして現代的で、技術志向で、細分化されたクレジット市場においてはそれが行なわれる可能性は特に低いということを示している。

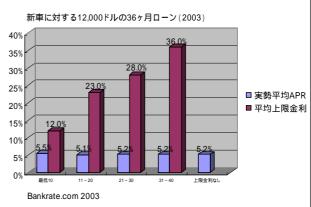
### 図13 30年間にわたる実証結果からは、上限金利では なくて競争が主流のクレジットの金利を決定して いることが示唆されている

米国における上限金利が厳しい州と緩やかな州





出所: National Commission on Consumer Finance 1971



#### 3.2 サブプライム市場

上限金利に影響を受ける可能性が最も高い消費者は、金融の主流外にある者である。

( )クレジットに対する需要が常にあるという性質や、これまでの節で述べてきたように、商品を適用させるか市場からの撤退を行なうかという二者択一的な結果を考えると、上限金利に影響を受ける可能性が最も高い消費者は、金融の主流外にある者、すなわち銀行が対象としない者か、または債務問題を抱えて信用履歴に傷のある者のどちらかである。前者は主に最も貧しい層であり、社会給付に依存していることが多く、したがってすべての債務者のなかでも最も不利で弱い立場にある。信用履歴に傷のある者は、低所得者層に偏っているとはいえ、より広範な社会経済的集団を含んでいる。

銀行が対象としない消費者は、英国および米国の人口のなかで少数ではあるが重要な部分を占めており、借入の必要性が最も高い層である。

()そのような消費者は、さまざまな国の人口のなかの重要な部分集合を占めている。銀行の浸透度が欧州基準からすると低い英国および米国では特にそうである。米国の全世帯

のうち約 10%は銀行が対象としていない。それらは主として最も貧しい世帯であり、特に 少数民族世帯である可能性が高く、それらの 25%は銀行が対象としていない。英国では、全世帯のうち 85%は銀行が対象としており、銀行取引は専門職や管理職、若いホワイトカラーの間ではほぼ一般的なものになっている。銀行が対象としない者は、高齢者層や未熟練労働者、社会給付を受けている者に集中している。C1C2DE(訳者注:英国の社会階層分類で、C1 = 中流の下位、C2 = 熟練労働者、D = 労働者、E = 最低生活水準にある者)に属する全世帯のうち 15%は銀行が対象としておらず、家計所得が下位 20%に入る世帯では4分の1(25%)にまで、社会給付に完全に依存している世帯では半分強(51%)にまで増加する。フランスおよびドイツでの銀行取引は、理論的には一般的である(しかし、フランスでは口座保有者の一部、特に低所得者層の口座保有者は、IB 制度によって口座の利用が禁じられている)。

#### 3.2.1 クレジットのコストを形成する上での行動プライシングの役割

主流の市場が低所得の借り手に拡大したのは、行動志向的プライシングの利用によって発生した。

( )行動志向的プライシングおよび商品の適応は、サブプライムとして明確に位置づけられた商品に限定された特徴ではない。金利以外の手数料は、主流のカードにおけるプライシングでも中心的になっており、それによって貸付業者はマージンが圧迫されている商品カテゴリーから追加的な収益を得ることができるようになり、リスク・プールの拡大を促進することができる。さまざまなリスク水準の借り手に対して同一または類似のカードを発行することができ、よりリスクの高い借り手に対しては、それらが認められる場合には、一方で付随手数料の許容度をより大きくすることで、他方では返済行動によって、追加的なコストが定められる。

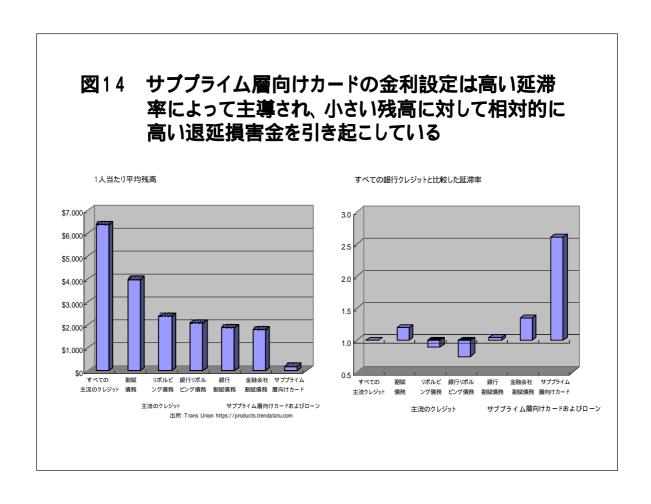
クレジットの価格は、フロントエンドの金利からバックエンドの違約金および付随手数料に実質的に移行している。

()クレジットの価格は、フロントエンドの金利からバックエンドの手数料に実質的に移行している。延滞または不規則な返済パターンに陥っている借り手にとって、クレジットのコストを決定する主たる要因は、商品に付与された金利ではなく、むしろ借り手自身の返済記録である。クレジットのコストが増加するのは、返済の延滞だけではなく、カード保有者が受けたクレジットについてぎりぎりで対処していることを示す行動のパターン(たとえば、ミニマムペイメントの期間を延長する)にもよる。この後者の影響は、ミニ

マムペイメントが残高の一定パーセントである VISA タイプのカードでは悪化する。

高リスクの借り手によって利用されているサブプライム層向けカードおよび主流のカードに関しては、手数料はより頻繁に課され、残高に比べて相対的に高いものとなっている。

( )サブプライム層の借り手の場合、そうした影響は拡大される。延滞の回数がより増加したことの結果、手数料がより頻繁に課せられるだけでなく、残高に対して不釣合いなほど大きくなってしまう可能性も高い。米国の各州におけるカード発行会社の取引記録から得られたデータがはっきりと示しているのは、最も高いリスクの借り手に対して提供されたカードの残高は、他のすべてのカードに対するものよりも著しく低いということである。その平均残高が 200 ドルであるのに対して、米国のリボルビング債務すべての平均残高2,400 ドルである。下の図 14 でみられるように、そうした非常に低い残高のサブプライム層向けカードによる延滞の回数は他のすべての形態の債務の 2.5 倍である。



借り手が完全な返済記録を維持しない限り、消費者にとってのクレジットのコストは APR が示すよりもはるかに高いものとなる。

( )同一のパターンをフランスでもみることができる。フランスでは、高リスクの借り手が本質的に低リスクのクレジット利用者向けに設計されたクレジット商品を利用している。フランスにおける低所得の借り手による返済パターンを調べてみると、そうした主流のクレジット手段の利用が必ずしも高リスクの借り手にとってのクレジットのコストを低減するわけではなく、実際はまったく逆の結果になる可能性もあるということがわかる。クレジットのコストが低く抑えられるのは、高リスクの借り手が低リスクの借り手に特有な完全な返済記録を維持できる場合のみである。

#### 3.3 低所得の借り手による返済行動パターン

定期的な遅延や延滞が少数ではあるが重要な低所得の借り手に対するクレジット口座管理の特徴である。

( )英国、フランスおよびドイツでの消費者調査ならびに英国からの経験的証拠が示すのは、遅延や延滞が少数ではあるが重要な低所得の借り手に対する口座管理に共通する特徴であることである。英国、フランスおよびドイツにおける遅延のパターンが各国において非常に類似していることが顕著である。フランスおよびドイツのクレジット・モデルがそのような行動に対して制裁を科す可能性が高いにもかかわらずである。借入総額が大きく異なるにもかかわらず、毎月の返済水準が各国とも著しく類似していることを考えると、これは遅延を引き起こすのが全般的な返済可能性という要因ではなくではなくて、むしろ逼迫した家計に対しての競合するさまざまな圧力であることを示唆している。借り手は、単に不規則な返済パターンを避けられないだけなのである。

個人的な危機に続いて起こる返済の不規則性は、債務を増加させ、不幸な出来事の効果 を増進する。

()返済の不規則性は、人生における大きな不幸な出来事(すなわち、離婚や失業)に続いて起こることが多い。その結果、債務が増加し、そうした時期に起こりがちな、すでに経済的に困難な状況をさらに悪化させる傾向にある。これまでみてきたように、このタイプの借り手は、中所得のクレジット利用者ならばできるような、そうした影響を改善するための安全策として貯蓄を行なっている可能性は低い。債務不履行の猶予期間(最大で3ヶ月、短ければ30日)は、通常、危機を引き起こした人生の出来事が何であれ(この期間内においても依然として続いているかもしれない)、その経済的影響から個人が回復するのに十分な期間ではない。その結果、個人は債務不履行に対する制裁に直面し、そのことは危機の影響をさらに悪化させるだけである。

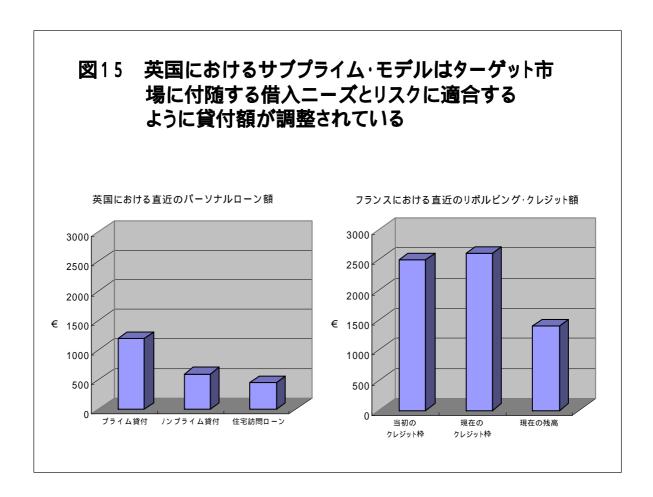
子供のいる世帯および社会給付を受けている世帯は、口座の不規則性をより示し、遅延がより深刻になる傾向にある。

()低所得の借り手による遅延や延滞の規模は相当大きい。英国では借り手の約22%、フランスでは借り手の約29%、ドイツでは借り手の34%が、過去12か月のうちにパーソナルローンについて遅延または延滞を起こしたことを認めている。延滞を起こす者は数回起こす傾向があり、3か国のすべてで過去12か月のうちに延滞を起こした者は平均して3回の延滞を起こしていた。子供のいる世帯および社会給付を受けている世帯は、他の借り手

よりも延滞を起こす可能性が高く、これはそうした世帯においては家計に対する圧力がより大きいことを反映している。多くのクレジット・モデル、特にカードに基づいたクレジットでは、3回連続で延滞を起こすと、契約の破棄および残高の完済要求に対する引き金となる傾向がある。フランスおよびドイツでは債務不履行に対する制裁が厳しいことを考えると、これは低所得の借り手のニーズを満たす上で貸付モデルの成功に関する重要な尺度となるはずである。英国およびドイツでは低所得の借り手のうち約 18%、フランスでは低所得の借り手のうち 16%が、ローンあるいはクレジットカードについて 3回以上の延滞を起こしたことを認めており、これは社会給付を受けている世帯では 20%にまで上昇する。

フランスで主流のクレジットを利用している高リスクの借り手は、英国および米国でサ ププライム・モデルを利用している借り手よりも、より大きな額をより長期にわたって借 りている。

( )フランスから得られた経験的証拠によれば、高リスクの借り手が低リスクの借り手向けのクレジット手段を利用する場合、消費者にとってのクレジットのコストをさらに増加させるという症候群が多く発生する傾向が示されている。第1に、最低ローン額が高く設定され、その結果として低所得者世帯が必要とする資金よりも不釣合いなほど大きな額になる可能性がある。クレジット限度額も高く設定される傾向にあり、高リスク専門貸付業者が認めるよりも、所得に対する倍数でより高く設定される傾向がある。その結果、借入額はより大きくなる傾向があり、パーソナルローンの場合、クレジットカードの残高は返済が非常に困難な水準まで増大する傾向がある。フランスの調査では、リボルビング・クレジットカードの保有者は、平均して1,400 ユーロの残高があり、そのクレジット限度額は平均して約2,400 ユーロであり、これは米国のすべてのリボルビング債務の平均額にきわめて近い数字であるが、米国のサブプライム層向けカードの平均残高の200ドル、英国の代表的なサブプライム層向けカードで新規の借り手に対して提供されるクレジット限度額の500ポンド、あるいは平均的な住宅訪問クレジットの借り手による借入額の300ポンド弱をはるかに上回っている。



高リスクの借り手は残高を返済できなくなり、それから長期の債務サイクルに陥ってい く。

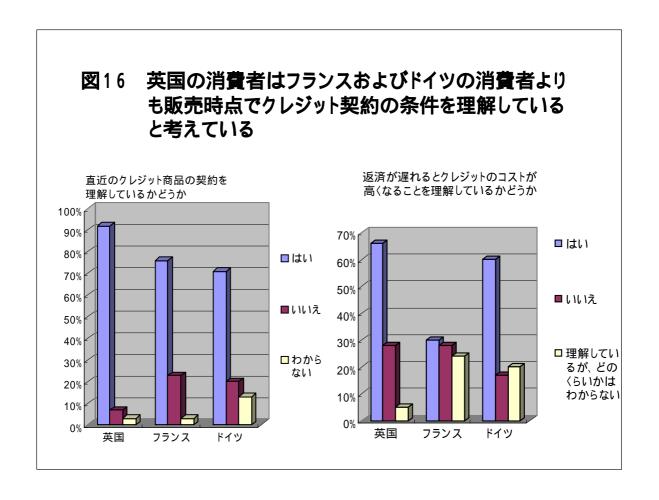
( ) 家計が逼迫している者は、大きな商品を購入するための他の資金調達手段がほとんどなく、残高が徐々に増加していくのを許容しがちである。小額のクレジットが時の経過につれて引き出される結果、残高は安定的に維持されるか、増加し続けるかのどちらかであり、返済期間は頻繁に延長される。プフランスでリボルビング・クレジットを利用している低所得者サンプルのうち 10 人中 4 人を超える者 (44%)が、残高はほぼ維持されるか、増加していると回答している。残高が減少している者に関してさえも、これは口座に関する規律の問題ではなく、貸付業者から残高を減少させることを強制された可能性のほうが高い。口座のかなり大きな割合が十分に管理できていないと判断され、凍結されている。すべてのクレジットカード保有者のうち 10 人中 3 人が、返済の不規則性または利用限度額超過の結果、カード発行会社によってカードがブロックされ、そのカードを利用して現金を引き出したり、商品を購入したりすることが現在できないと回答している。要するに、こうしたパターンは、クレジットのコスト全体および過重債務の水準に対して重要な意味

<sup>7</sup> 同様に、住宅訪問クレジット提供業者もしばしばローンの借り換えを行っている。

をもっている。

クレジットのコストが付随手数料および行動志向的プライシングによって決まる場合、 価格の透明性が損なわれる。

( )重要なことは、プライシングが金利からバックエンドの手数料に移行する場合、価格の透明性は損なわれるということである。これは、消費者にとってのコストが違約金のプライシングや、消費者が加速的な債務の悪循環に陥っているかどうかによって決まる場合、特にあてはまるようである。価格の透明性に関しては、フランスまたはドイツよりも英国のほうがより高い。特に返済困難に陥ったフランスの借り手は、不規則な返済による潜在コストのすべてが販売時点で明らかにされていなかったと感じていた。下の図 16 が示すように、フランスでクレジット問題に陥る者は特に、クレジットの不規則性がクレジットの総コストを増加させることを販売時点で知っているが、どの程度コストが増加するかはわかっていない。



#### 3.3.1 異なるクレジット・モデルを利用したクレジットのコストの比較

( )本節では、行動志向的プライシングの影響に関して説明を試みる。主流モデルとサブプライム専用モデルの両方について、さまざまな商品のプライシング構造を分析し、各ケースについていくつかの行動シナリオを適用する。返済行動は、異なるタイプの低所得の借り手に典型的な行動を示すように選択され、本調査で特徴づけられた異なるシナリオには背後にいくつかの前提がある。異なるクレジット商品の構造は、返済とクレジット利用パターンの双方を形づくる傾向があるので、各ケースで直接的に比較可能なシナリオを構築することは不可能である。商品によって、融資額も異なり、返済期間も異なり、返済パターンの柔軟性にも差があり、返済の不規則性に対する許容または制裁の程度も異なる。こうした要因のすべてが、消費者による商品の利用、返済パターン、ひいては行動志向的プライシングの場合、借り手にとってのクレジットのコストに影響を及ぼす。各ケースでクレジットのコストを説明するために選択されるさまざまなシナリオは、その商品に典型的な消費者行動に基づいている。

サブプライム専用モデルは、不規則な返済状況のもとでは主流の代替手段よりもコストが低いことが多い。

- ( )不規則な返済状況のもとでは、サブプライム・モデルが主流モデルよりもコストが低いことが顕著であり、これは消費者選択の合理性を裏づけている。
- ()低金利の主流の借り手向けに設計された低金利の商品は、低リスクの借り手の返済行動を真似できる低所得の借り手にとって、適切で安全な選択であるように思われる。遅延や延滞に起こしがちな者にとって、特にその状況を早急に解決できない場合には、結果的に高金利の商品が概してより低いコストとなり、その債務を管理可能な水準に抑えられる可能性がより高い。

#### 3.3.2 米国におけるクレジットの実質コスト

- ()ペイデーローンの実質コストと、ペイデーローンやサブプライム層向けクレジットカードに対する対抗手段として開発された米国の銀行から利用可能な短期のクレジット枠である「小切手不払い保護」とを比較する。
- ()近年米国でペイデーローンが多くの人気を集めている背後にある理由は、銀行と取引できるが残高がぎりぎりの顧客にとって、その口座について違約金を課せられるよりも、ペイデーローンを利用したほうが明らかにコスト的に低いということである。さらにそう

した手数料を避けることによって、主流の信用履歴をほぼ完全な状態で維持できるという 利点もある(ペイデーローン業者は徐々に独自の専用形態のクレジット・スコアリングを 利用しつつあるが、情報が依然として主流の業者に流れていないことは指摘すべきである)。

()ペイデーローンは、通常 200 ドルから 300 ドルという小口で、一般的には 14 日という非常に短期間にわたって提供される。担保は、次の給料日の日付が書かれたローン額に手数料を加えた金額の小切手または給料日に自動引落しを行なうための借り手の口座に対する電子的なアクセス権である。ローンは、銀行が対象とする労働者のみに提供され、定収入および定住所の証明が必要となる。一般的に、ローンは数度にわたって借り換えられ、業界平均は 3.5 回となっており、8CSFA (業界団体)のベスト・プラクティス・ガイドラインでは 4 回を上限としている。その結果、一般的にローン期間は 6 週間から 8 週間となっている。手数料は店舗ごとに大きく異なり、その地域における競争の程度によって大きく影響を受ける。ペイデーローンの平均金融手数料は、競争が激しくなるにつれ減少し、業界平均9は現在 16%であるが、州際ベースで離れたところに提供されるローンに関しては、そうしたローンの貸倒の水準が高いことを反映して 25%にまで上昇する。手数料の計算には 2 つの方法があるが、これはペイデー設立法を形成する際に異なる州で異なる規制アプローチがとられていることを反映している。小切手不払い保護のコストまたは銀行の NSF手数料は、すぐにペイデーローンのコストを上回りうる。

\_

<sup>8</sup> ペイデーローン会社に資金を供給している会社に対する調査による

<sup>9</sup> 手数料はペイデーローンによって異なる。このセクターにおける M&A 活動およびペイデーローン業者の資金調達に関するアドバイザリー業務の一環としてステファンズ社 (Stephens Inc)が行ったペイデーローン取引データに関するによる分析では、手数料は下がる傾向にあり、16%が業界平均である。われわれは、この値が最も正確なもので、今日まで価格に関する計算をするときの基礎になっていると考えている。

# 米国のペイデーローン - 消費者にとってのクレジットの実質コスト

2週間で返済するローン	手数料モデル1		手数料モデル2		
	店舗ベース・ローンで2	回借り換え	店舗ベース・ローンで	回借り換え	
ローン額 200.0	ローン額	200.00	ローン額	200.00	
2週間のローン期間	2週間のローン期間を		2週間のローン期間を		
ローン手数料 32.0	6週間に延長		8週間に延長		
100ドルのアドバンスにつき16ドル	ローン手数料	40.00	ローン手数料	32.00	
(店舗ベース・ローンの平均)		100ドルのアドバンスにつき20ドル		100ドルのアドバンスに月16ドル	
	1回目の借り換え手数	32.00	借り換え	32.00	
クレジット・コスト 32.0	) 2回目の借り換え手数	25.00	借り換え	32.00	
	総返済額	297.00	借り換え	32.00	
	クレジット・コスト	97.00	総返済額	328.00	
			クレジット・コスト	128.00	
借入額200ポンドに対する	借入額200ポンドに対する		借入額200ポンドに対する		
クレジット・コスト32ポンド	クレジット・コスト97ポンド ?		クレジット・コスト128ポンド		
実質APR 4641%	実質APR 5260% 実質APR 4641%				

( )借り手は、家計が逼迫している傾向があり、ローンは口座振替または未決済小切手に関連する銀行口座に関する短期の現金不足を補うために提供されることが多い。この現金不足に対して融資を行なう代替的な手段としては、決済をするために銀行に NSF 手数料を支払うか、あるいはは短期の「小切手不払い保護」クレジット枠を銀行と設定することができる。 NSF 手数料は一般に 25 ドルから 28 ドルで、不払い額は平均して 70 ドルである。いわゆる「小切手不払い保護」商品にはさまざまなものがあるが、銀行によってペイデーローンに対抗して開発された短期で高コストのクレジット商品であり、手数料は一般的に 100 ドルにつき 1 日 2 ドルから 3 ドルである。以下の例は、同じ期間にわたって同じ 200 ドルを銀行から借りた場合のコストを示している。

# 米国の銀行による短期のクレジット枠 - 消費者にとってのクレジットの実質コスト

小切手不払い保護クレジット枠	NSF手数料(残高不足による引き落とし不能)
残高を超えた3回の振替、1回当たり70ドル	残高を超えた3回の振替、1回当たり70ドル
(平均額)毎月210ドル	(平均額)毎月210ドル
小切手不払い保護クレジット枠、1日当たり2.50ドル:	銀行のNSF手数料 = 最初の月75ドル、次の月150ドル
6週間で220.50ドル、8週間で294ドル	+ 延滞に対する加盟店手数料
借入額200ポンドに対するクレジット・コスト	借入額200ポンドに対するクレジット・コスト
6週間で210ポンド、8週間で294ポンド	6週間で98.91ポンド、8週間で138.47ポンド

()ペイデーローンおよび小切手不払い保護が短期的なキャッシュフローの圧力を軽減するのに利用される傾向があるのに対して、クレジットカードによる支出は消費または投資支出を促進する可能性が高く、購入は通常拡張された期間にわたって支払われる。違約金は小切手が不払いになった場合にペイデーローンにも適用可能であるが、部分的にはローンが非常に短期間であることから、コストの構成要素としてはあまり重要ではない。契約が何年もの期間にわたるカードに基づくクレジットにとっては、行動志向的プライシングがコストの構成要素としてより重要となる。

( )サブプライム層向けカードのプライシングは、米国では大きく異なるが、これは契約条件および柔軟性が借り手にますます認められるにつれて、より発展しかつ細分化されてきた市場の性質を反映している。すべてのサブプライム層向けカードは、違約金という形で行動志向的プライシングをとる。しかしながら、借り手のリスクが高くなればなるほど、付随手数料もまたプライシング構造の特徴となり、クレジット限度額は厳しく制限され、契約条件違反に対する違約金は厳しいものになる可能性がより高くなる。事実、APRについては、最も高いリスクの借り手向けカードで最も低くなることが多い。以下にあげる2つの例は、この点ならびにカード限度額と手数料賦課の組合せがどのように作用してクレジット利用のパターンを形成するかを示している。こうした米国のカードの重要な特徴は、行動プライシングがどのようにプライシング構造に組み込まれているかということを示している。心に留めておくべきことは、そうしたカードが州を越えて、すなわちクレジットカードの全米市場で広く提供されており、プライシングは上限金利のある州とない州で同じだということである。

# 米国の中リスク・サブプライム層向けクレジットカードのプライシングに関する主な特徴

例はUS銀行のSKYPASS Visaセキュアードカード

APR 13.9%

年会費 55ドル

キャッシュ・アドバンス: APR15.99%および1取引当たり3%または5ドルのうち 大きいほうの額

違約金: 遅延損害金29ドル(または発生回数によっては38ドル)

限度額超過手数料35ドル(毎月)

延滞が6ヶ月間に2回起きた場合、遅延損害 APR は23.9%

( )以下のシナリオは、異なる行動パターンが消費者にとってのクレジットのコストにどのような影響を及ぼすのかを示している。特に第2および第3のシナリオは、本研究の基礎となっている調査で明らかにされている低所得の借り手の返済行動を反映するために選択された。第1のシナリオでは、借り手は1度限りの購入を行い、その後それ以上の購入は行わずに、予定通りに返済すると仮定されている。第2のシナリオでは、借り手は定期的に購入を行い、カード残高は250ドル近くに維持され、毎月ミニマムペイメントのみを支払うと仮定されている。

( )第3のシナリオでは、借り手は第2のシナリオの場合とまったく同じように行動するが、毎年3回の遅延を起こし、そのすべてを年度内に返済すると仮定されている。

# 米国の中リスク・サブプライム層向けクレジットカード - 消費者にとってのクレジットの実質コスト

	S 1 11 ± 4	> 1 II <del>- 1</del> 2	N 1 11 ± N
£			シナリオ3
	クレジット枠内で購入を行い、	残高が250ドル近くに維持され、	シナリオ2に加えて、毎年3回の
	その後予定通りに返済する	毎月ミニマムペイメントを支払う	手数料(限度額超過/遅延
			支払い)が発生するが、
			各年度内に返済される
クレジット枠	500	500	500
購入額	330	330	
表示APR	13.9%	13.9%	13.9%
毎日の返済額	15	残高の5%	残高の5%
クレジット・コストの要素(総クレ	ジット・コストに占める%)		
保険	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
金利	71(24.5%)	134 (32.8%)	336(31.3%)
手数料	220(75.5%)	275(67.2%)	275(25.6%)
違約金 + 金利	0(0.0%)	0(0.0%)	464(43.1%)
返済期間	42	60	60
5年後の残高	0	124	322
借入額200ポンド当たりのコスト	177	248	652
実質APR	67.0%	52.1%	98.7%

( )米国のサブプライム層向けカード提供業者は、行動志向的プライシングの境界を撤廃した。以下の例は、低所得の借り手に提供される米国のカードに典型的なプライシングを示すというよりはむしろ、行動志向的プライシングのアプローチがどの程度とられているかを示すためのものである。

# 米国の高リスク・サブプライム層向けクレジットカードのプライシングに関する主な特徴

例はファースト・プレミア銀行の Centennial Visaカード

APR 9.9%:

口座開設費 29 ドルプログラム費 95 ドル

年会費 48 ドル

参加費 72 ドル (毎月6ドル)

広告による当初のクレジット枠は 250 ドルであるが、最初の手数料が課された後は 72 ドルまで

キャッシュ・アドバンス: 23.9%および1取引当たり3%または5ドルのうち大きいほうの額

違約金: 遅延損害金25ドル(発生するごとに)

限度額超過手数料 25 ドル(毎月)

延滞が6ヶ月間に2回起きた場合、遅延損害APRは23.9%

( )これまでのカードに関する議論に基づいて、以下の計算でも最初の例で説明したものと類似した3つのシナリオを取り上げる。その結果としてのクレジットの価格、借り手が得ることのできるクレジット額およびカードを限度内で維持するためにしなければならない毎月の返済額における差異は、商品構造によって規定される。この例では、借り手のクレジット・ファシリティを抑制し、クレジットのコストを増加させるメカニズムは、単独および違約金と組み合わされた、さまざまな付随手数料と結びついた低いクレジット限度額である。

( )第 1 のシナリオでは、時の経過につれて信用履歴を再構築するために、借り手は規則的な返済パターンを維持していくことができると仮定されている(当該カードはリハビリ・カードとして市場で提供されている)。第 2 のシナリオでは、借り手はより高い返済を行い、時おり少額の購入を行い、カード限度額内に留まっているが、毎年 3 回の遅延を起こし(遅延を起こしたヨーロッパの消費者の平均)、各年度内にそのすべてを返済する。第 3 のシナリオでは、借り手は依然としてカード条件を守り、遅延も起こしていないが、毎 月残高に対するミニマムペイメントのみしか支払わない。以上にみられるように、借り手にとってのクレジットのコストは、異なる行動パターンによって大きく変わる。

米国の高リスク・サブプライム層向けカード - 消費者にとってのクレジットの実質コスト

\$	シナリオ1 クレジット枠内で購入を行い、 その後予定通りに返済する	支払い)が発生するが、各年度内	毎月予定通りに
クレジット枠	250	<u>に返済される</u> 250	250
毎月の返済額	30	30	
購入額	250	650	
表示APR	9.9%	9.9%	
クレジット・コストの要素(総クレジット・コストに占める%)			
保険	17(4.4%)	56(4.1%)	66(7.4%)
金利	27(6.9%)	163(11.9%)	104(11.6%)
手数料	346(88.7%)	724(52.9%)	
違約金 + 金利	0(0.0%)	425(31.4%)	0(0.0%)
返済期間	22	60	
5年後の残高	0	219	
借入額200ポンド当たりのコスト	312	421	715
実質APR	1333.8%	15880.4%	816.7%

# 3.3.3 英国におけるクレジットの実質コスト

米国から英国に輸入された新しいサブプライム・クレジット・モデルに関するクレジットのコストは、返済パターンが不規則な場合、住宅訪問クレジット・モデルよりも大きくなる。

- ( )英国における2つの主要なサブプライム・クレジット・モデル、すなわち長期にわたって地位を確立している住宅訪問クレジットと新しいカードに基づいたサブプライム・カードのプライシングを比較すると、消費者選択の合理性が再度明らかになる。ここでは、2つのプライシングに関する例がそれぞれのケースの市場リーダーから抽出される。すなわち、住宅訪問クレジットのプロビデント・ファイナンシャル(Provident Financial)とクレジットカードのキャピタルワン・クラシック Visa カードである。
- ()住宅訪問クレジットの顧客の連続線でもより富裕な端に位置する顧客層は、英国市場に参入してきた米国のカード会社が提供する新しいサブプライム層向けカードにかなりの熱意をもって移行してしまっている。米国のカード会社は、低所得者、地位を証明できない者(non status)および信用履歴に傷のある労働者、すなわち実質的に住宅訪問クレジットの顧客ベースのなかでも最上位の部分をターゲットにしている。住宅訪問クレジットの顧客の約3分の1、主として顧客の連続線のなかでもより富裕な端に位置する顧客層は今やカードを保有しており、その比率はこの5年間で急速に上昇してきている。したがって、規則的な返済記録を維持することのできる住宅訪問クレジット利用者のうちの相当な部分はすでにカードに基づいたクレジットに移行している可能性が高い。消費者調査によれば、50万の低所得者世帯が過去12か月間にクレジットカードを利用していたと推定される。
- ()住宅訪問クレジットの借り手は、口座管理で遅延または延滞を引き起こしたかどうかにかかわりなく、あるいはローンの返済に最終的にかかった時間にかかわりなく、そのクレジットに対して同一の価格を支払う。プライシングには、融資と返済金の回収がエージェントによって毎週自宅で行われるというサービス的な要素もある。これら両方の要因が、消費者による商品選択およびコストに関する判断、借り手が自分のローンや債務を負う際についてまわる潜在的な下振れリスクを管理する能力を特徴づけている。借り手にとってのこの柔軟性の重要性を表す指標として、住宅訪問クレジット・ローン3件のうち約1件は毎週遅延していることがあげられる。

# 英国の住宅訪問ローン

例はプロビデント・フィナンシャル

・25週間にわたる100ポンドのローン
 ・毎月の返済額6.40ポンド
 ・クレジット手数料47.20ポンド
 借入額200ポンドに対するクレジット・コスト94.40ポンド
 実質APR 497.4%

 ・55週間にわたる100ポンドのローン
 ・毎月の返済額6ポンド
 ・クレジット手数料130ポンド
 ・クレジット主数料130ポンド
 電入額200ポンドに対するクレジット・コスト130ポンド
 実質APR 177%

( )以下のシナリオの基礎となっている英国のカードに関するプライシング構造は、これまで説明してきた米国の中リスク・サブプライム層向けカードにより近いものである。それは、それまでカードを保有していなかった者や、ややクレジットに不規則性を示した者を含む、仕事に就いている低所得の借り手をターゲットとしている。カードのクレジット限度額は 250 ポンドから 2,000 ポンドの範囲であり、低所得で信用履歴がほとんどない者のクレジット限度額は一般的に 250 ポンドから 500 ポンドの範囲である。そこでは、さきほど述べた米国のリハビリ・カードのような過度に高い前払い手数料はとられないが、延滞に対する管理費がとられる。

# 英国のサブプライム層向けクレジットカードのプライシングに関する主な特徴

例はキャピタルワンのクラッシック・マスターカード

高水準のAPR 29.9%

口座開設費または年間維持費または無料

保険 残高の 0.79%

キャッシュ・アドバンス: APR31.1%および1取引当たり

1.5%または2ドルのうち大きいほうの額

# 違約金:

遅延損害金 20 ポンド 限度額超過手数料 20 ドル(毎月)

遅延損害APRはない

( )第1のシナリオでみることができるように、予定通りに返済記録を維持し、残高を返済することができる者にとっては、サブプライム層向けクレジットカードは、住宅訪問クレジットよりも明らかにコストの低い選択肢である。残高に対するミニマムペイメントのみが返済されているか、または不規則な返済パターンが発生する場合、住宅訪問クレジットははるかにコストの低い選択肢であるとともに、借り手が非常に長期にわたって返済を行ったり、債務不履行に対する制裁を受けるという結果に最もなりにくい選択肢でもある。

英国のサブプライム層向けクレジットカード - 消費者にとってのクレジットカード

£	シナリオ1	シナリオ 2	シナリオ3
		残高が250ドル近くに維持され、	シナリオ2に加えて、毎年3回の
	その後予定通りに返済する		手数料(限度額超過/遅延
			支払い)が発生するが、
			各年度内に返済される
クレジット枠	500		500
毎月の返済額	£ 15	残高の5%	残高の5%
購入額	330	330	330
表示APR	29.9%	29.9%	29.9%
クレジット・コストの要素(総クレ	ジット・コストに占める%)		
保険	34(26.4%)	87(26.4%)	144(16.6%)
金利	94(73.6%)	242(73.6%)	401(46.4%)
手数料	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
違約金 + 金利	0(0.0%)	0(0.0%)	320(37.0%)
返済期間	32	60	60
5年後の残高	0	110	285
借入額200ポンド当たりのコスト	77	199	524
実質APR	42.5%	42.3%	79.3%

## 3.3.4 フランスにおけるクレジットの実質コスト

( )フランスにおける低所得の借り手にまでクレジットが拡張されているフランスのリボルビング・クレジットカードに関するプライシング構造は、さきほど述べた、明示的に位置づけられたサブプライム・カードで採用されているものとは大きく隔たりがあるが、それにもかかわらず適度な行動志向的プライシングの形態をとっている。低所得の借り手をターゲットとしたフランスのリボルビング・クレジットカードでは、APR は一般的に上限金利に近いところに設定されているが、それよりも高いことはない。ほとんどの国におけるカードに基づいたクレジットに共通した慣行として、保険が口座に対して定期的に追加される傾向にあるが、厳密には強制的なものではない(しかし、ミステリー・ショッピングによれば、この区別は必ずしも消費者にとって明確なものではない)。クレジット契約書には、ある程度の違約金が小さな文字で書かれている(簡単な法定算式に加えて)。したがって、一見したところでは、上限金利のある市場で営業を行なっているフランスの貸付業者は、クレジットを別の市場では許容するのに難しい価格で、相対的に高リスクの債務者に拡張するのに成功している。しかしながら、高リスクの借り手に対する行動に基づいた価格補填が、課税費用としてAPRには含まれない口座の延滞にまつわる管理費や、求められるミニマムペイメントのみを返済し続けることによる返済期間の長期化から生じる。

# フランスのリボルビング・クレジットカードに関する主な特徴

例はコフィンガ・カード

# APR

1524 ユーロ以下 20.84%、1524 ユーロ超 16.51%

#### 適用される上限金利

1524 ユーロ以下 20.85%、1524 ユーロ超 16.52%

# 任意保険 残高の 0.5% (業界標準)

年間手数料 8 ユーロ、クレジット・オプションがついて 12 ユーロ

# 毎月の返済総額

800 ユーロ以下毎月 30 ユーロ、800 1524 ユーロ毎月 60 ユーロ 1524 2300 ユーロ毎月 90 ユーロ、2300 3000 ユーロ毎月 120 ユーロ

# 完済されていない購入に対する不払い手数料

70 ユーロ以下 10 ユーロ、120 ユーロ以下 16 ユーロ、120 ユーロ超 23 ユーロ 毎月の返済が延滞した場合の違約金

契約が解除された場合、残高の8%+未払いの金利+日割計算された 約定金利での遅延損害金

契約が解除されない場合、延滞額の8%+日割計算された金利

#### 遅延管理手数料

10~20 ユーロ、延滞に関する通知 5 ユーロ

( )英国におけるサブプライム層向けクレジットカードに関してさきほど述べたことと類似のパターンが、フランスにおいてリボルビング・クレジットカードを利用している借り手についてもみることができる。借り手がカードを利用して 1,400 ユーロ (低所得カード保有者の平均未払い額)の1度限りの購入を行い、その後3 年弱の期間にわたってこの額を予定通りに返済し、毎月の返済額は平均的なクレジット枠によって規定される場合、クレジットのコストは英国および米国のサブプライム層向けクレジット・モデルを利用した場合よりもはるかに低い。残高が平均的な残高水準に維持されているにすぎないという場合、クレジットのコストは急速に英国のサブプライム層向けクレジット・モデルのコストに近づき、借り手は5 年後も依然として大きな債務を抱えていることになる。借り手が毎年3 回の遅延を起こした場合(遅延を起こしたことのあるフランスのカード保有者の平均)、クレジットのコストは英国の住宅訪問クレジットのコストよりも高くなるが、英国または米国のサブプライム層向けクレジットカードの場合よりもはるかに低い。

フランスのリポルピング・クレジット - 消費者にとってのクレジットの実質コスト

がな 得見 ウは かいぎょ びこだ	N. 4 11 4 4	Is.±11±5	N. 4 11 4 2	S. ± 11 ± 4	N. ± II ± r
					シナリオ5
クレジットの平均残高=1400ユーロ					契約期間中にわたって
	1回の購入を行い、	購入を行い、その後、毎年	1回の購入をするが、	複数の購入が行われ、	複数の購入が行われ、残高が
低所得層向けリボルビング・	その後、予定通りに	3回の遅延支払いを	初年度に3回の延滞を	残高が約1400ユーロの	約1400ユーロのまま維持
クレジットの平均クレジット枠=	返済される	起こすが、各年度内に	起こし、その後に	まま維持され、予定通りに	され、各年度に3回の遅延
2400ユーロ				返済される	支払いが発生する
クレジット枠	2400	2400	2400	2400	2400
毎月の返済額	60	60	60	60	50
購入額	1400	1400	1400	3170	
表示APR	20.8%	20.8%	20.8%	20.8%	20.8%
クレジット・コストの要素(総クレジッ	·ト·コストに占める%)				
保険	132(23.0%)	183(14.7%)	207(19.1%)	429(23.5%)	417(18.0%)
金利	420(73.3%)	584(45.4%)	660(60.7%)	1363(74.6%)	1327(57.4%)
手数料	21(3.7%)	28(2.2%)	28(2.6%)	35(1.9%)	35(1.5%)
違約金 + 金利	0(0.0%)	492(38.2%)	192(17.6%)	0(0.0%)	533(23.0%)
返済期間	33	48	45	60	60
5年後の残高	0	0	0	1397	1362
借入額200ポンド当たりのコスト	82	184	155	115	174
実質APR	29.4%	47.9%	36.9%	28.6%	38.7%

( )このモデルと米国および英国のサブプライム層向けカードのそれとの大きな違いは、それが規則的な返済記録を維持できるだけでなく、その残高を返済できる可能性が高い低リスクの借り手向けに設計されているということである。このタイプの商品を利用しているフランスの高リスクの借り手の多くにとって、重要な問題はクレジットのコストではなくて、むしろ多額の残高を返済するのが困難なことである。

# 4.0 上限金利のコスト以外の影響 - 上限金利のある市場とない 市場から得られた結果

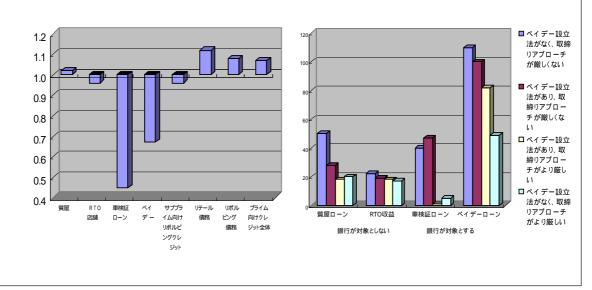
# 4.1 クレジットからの排除

上限金利は、サブプライム専用モデルのアベイラビリティに影響を及ぼし、主流のクレジットにアクセスできない者をクレジットから排除することになる。

( )この調査でわかった上限金利の主たる影響は、これまでに議論したように、商品の多様性を制限することと、貸付業者が商品イノベーションで上限金利に適応できない場合、クレジットからの排除を創り出すことである。この影響は、米国における上限金利のある州とない州とを比較することによって明確にみることができる。上限金利が高金利の貸付業者の営業を排除する米国の州では、主たる影響は高リスクの借り手に対するクレジットの選択肢の範囲が大きく減少することである。サブプライム層向け貸付額(図 17 を参照)は、特に銀行が対象としない者によって利用される可能性が最も高いカテゴリーにおいて大きく低下する。前に 2.1 で議論したように、需要の一貫性に関する明確な証拠を考えると、これはクレジットのアベイラビリティに対する制限、すなわち最低所得者層がある程度クレジットから排除されることを示しているように思われる。

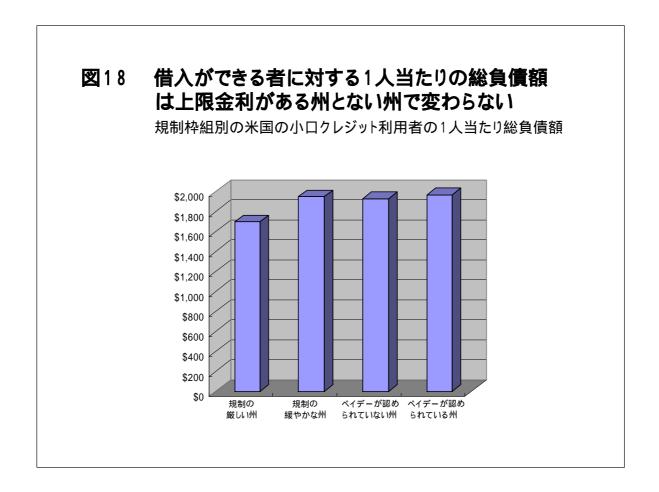
# 図17 上限金利がある州ではすべてのサブプライム層向け 商品カテゴリーにおいてクレジットの利用が著し〈減少 する:銀行が対象とする者は主流に、銀行が対象と しない者は質屋に移行する

商品カテゴリー別、規制枠組別および取締りの相対的厳格性別の人口1人当たり平均負債額



# クレジットからの排除は銀行が対象としない者に集中している。

()借入ができる低所得者世帯、主に銀行が対象とする者にとって、1人当たり総債務額は、州の規制制度にかかわらず、どの州でも一定のままである。したがって、上限金利のある州で貸付額がより低いことは、それらの州におけるクレジットからの排除が銀行の対象とならない者、主に最低所得者層、少数民族および失業者に集中しているということを示唆している。



上限金利のある州では、借り手は質屋のような 2 番目の選択肢である商品や主流のクレジットに向かうことになる。

( )そうしたアクセス上の障害によって排除されない借り手は、規制枠組内で営業できるクレジット・モデルに向かうことになるが、それは必ずしも消費者にとって 1 番目の選択肢でもなければ、最も有利な選択肢でもない。さもなければペイデーローン業者から借入を行えた、銀行が対象としている借り手は、主流のクレジットに向かうことになる。主流のクレジットにアクセスできない借り手は、上限金利のない州では衰退しているセクターである質屋のような 2 番目の選択肢に向かうことになる。質屋から現金を調達できないか、またはそれを望まない者は、現金クレジットなしでやり繰りするか、現金不足の危機に陥った場合には最後の手段としてインフォーマルな借入に頼ることになる。

# 上限金利がある、および/またはペイデー設立法のない州

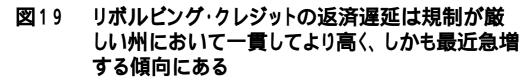
- サブプライム・カテゴリーすべてのローン額および1人当たり平均債 務額が上限金利のない州よりも低い
- 主流のクレジット額はより大きいが、クレジット・スコアはより低い(これは、主流のクレジットのより大きな割合が高リスクの借り手に提供されていることを示している)
- サブプライム層向けカードに関する低返済額、遅延支払および債務 費履行が有意に高い(これは、高リスクの消費者がぎりぎりの状態で 対処していることを示している)
- 質屋は、ペイデー設立法がある州よりもわずかながら成功している
- 車検証ローンは、有意に減少したか、排除されている
- RTO店舗は、有意に多い(現金クレジットにアクセスできない者が利用している)

自然な消費者選択のパターンが歪められることによって、借り手は遅延損害金と債務不 履行の増加にさらされる可能性がある。

( )上限金利のない州における消費者選択の合理性は、上限金利のある州で高リスクの借り手が違約金により多くさらされることによって示されている。これまで議論してきたように、調査を行ったすべての市場において、少数ではあるが重要な低所得の借り手が延滞、すなわち特にカードに基づくクレジットのコストを増加させる傾向がある返済パターンを避けるのは困難であると考えている。3.3.3 でみられたように、高リスクの借り手にとって、サブプライム専用モデルは、不規則な返済記録をもつ者に対するカードに基づくクレジットよりもコストが低い。上限金利のある州で主流のクレジットに向かわされて、規則的な返済パターンを維持できない者は、潜在的にそのクレジットに対してより高い対価を支払わなくてはならないだけでなく、不払いや債務不履行に対する制裁にさらされるリスクがより大きくなる。

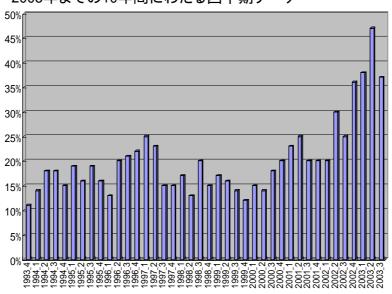
上限金利のある州では、主流のカードに関する延滞の回数、したがって遅延損害金は一貫してより大きい。

( )米国からの経験的証拠が示すところによれば、主流の商品カテゴリーのすべてにわたって、そしていくぶん深刻な延滞および対処能力に関する尺度のすべてにわたって、上限金利のある州ではない州よりも主流のクレジットで遅延や延滞の回数が一貫してより多い。これは、特に低所得および高リスクの債務者に提供される可能性が最も高いノンバンクのリボルビング・ファイナンスおよびサブプライム層向けクレジットカードにおいて顕著である。この傾向は、30日、60日、90日および120日のそれぞれの延滞率で、また10年以上の期間にわたって一貫している。したがって、さもなければサブプライム・モデルを利用できたかもしれず、やむをえず主流の低金利クレジットに向かわされた借り手は、遅延損害金に大きくさらされている。また、上限金利のある州では、拡張された期間にわたって残高に対してミニマムペイメントしか返済していないという傾向がより大きくなる。これは、ぎりぎりで対処している者に典型的なパターンで、クレジットのコストを増大させる可能性が高い。下の図19を参照。



ノンバンクによるリボルビング・クレジットの返済遅延率は規制が厳 しい州においてより高い

2003年までの10年間にわたる四半期データ



( )上にみられるように、延滞の著しい増加は景気循環の下降に一致しているが、このことは景気循環または雇用環境が悪化した場合、主流のクレジットに向かわされた低所得の借り手は特に債務不履行のリスクにさらされることを示している。

上限金利のない州では、不規則な返済を行なう傾向がある債務者は、プライシングが予測可能で、借入が短期のモデルを選択する。

( )上限金利のない州で消費者がサブプライム・モデルを選好していることを説明するの は次の症候群である。不規則な返済を行いがちで、債務を返済することを困難に感じてい る借り手は、より短期の借入および相対的に予測可能なプライシングを選好する傾向があ り、懲罰的な制裁または自らの信用力の悪化というリスクにさらされることを望んでいな い。当然ながら、これは上限金利のない州に住んでいる借り手、またはサブプライム専用 モデルを利用している借り手が不規則な返済行動を行う傾向がより低いということを示し ているわけではない。実際、消費者調査で明らかにされたのは、規制環境にかかわらず、 不規則な返済パターンは家計が逼迫している世帯に特有のものだということである。上限 金利のない州では、借り手は短期に返済可能な高金利のクレジット・モデルを利用する可 能性が高いということである。そのため、違約金および付随手数料がクレジット・コスト のうちの大きな部分を占める可能性は低くなる。また、そうした高金利のモデルを利用し ている借り手は、きわめて拡張された期間にわたって返済を引き延ばす可能性が低い。そ のため、借り手が長期の債務サイクルに陥る可能性が低くなる。この後者の影響は、部分 的には高金利のサブプライム・クレジット・モデルがより短期のもので、早期の返済を促 すよう設計されているからでもある。貸付業者の慣行もこの点に関して一定の役割を担っ ている。そうした貸付業者はカードに基づく貸付業者よりも積極的に顧客の返済を管理し、 その顧客管理においてある程度の柔軟性をもたらす可能性が高いからである。

上限金利が低所得の消費者のクレジット利用に及ぼす影響に関する一般パターンは、フランスおよびドイツの上限金利が設けられている市場でも繰り返される。

( )前に議論したように、上限金利がある米国の州における前述の影響は、大陸側の EU 諸国でも同じようにみられる。フランスにおける高リスクの借り手は主流のクレジット手段を利用し、債務不履行に陥ることが多く、ドイツの市場ではクレジットからの排除が多くみられる。米国と同じように、借り手は現金クレジットが得られない場合、次善の選択に向かわせられる。現金クレジットを得られない者(ドイツにおいて社会給付に依存している者、ならびにフランスおよびドイツにおける信用履歴に傷のある者)は、大きな買物をする際には通信販売を通じたり、場合によっては、見せかけのプライシングの形をとったクレジットで資金を手当する。フランスまたはドイツにおけるネガティブな信用情報の

登録は、この選択肢さえも排除することになる。

# 4.2 債務不履行の結果

フランスおよびドイツでクレジットに関する困難を経験した者は、英国で困難を経験し た者よりもはるかに大きな損害をこうむる可能性が高い。

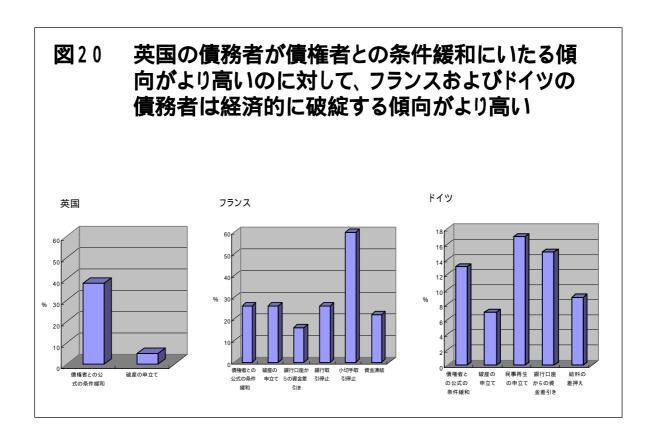
( )フランスおよびドイツの債務不履行にともなう制裁の自動的な性質および厳格な適用、ならびに債権者が利用可能な財産権利回復メカニズムの範囲がより大きいことによって(たとえば、口座、賃金および社会給付への自動的な直接アクセス権 )債務不履行を起こした者が追求される可能性がはるかに高くなる。両国で債務不履行に陥った時点での残高がより大きいことは、英国におけるサブプライム専用モデルを通じて供与されるクレジットにしばしばみられるのと違って、貸付業者の財産権利回復のためのコストが貸付額に見合わないものになる可能性がより低いことも意味している。その結果、フランスおよびドイツの困難に陥った借り手は、自分の口座を管理できなくなったり、雇用主に彼らの債務問題を知られる可能性がはるかに高い。ドイツでクレジット問題を抱えている低所得者層の約14%は、資金を債権者によって口座から直接に引落とされており、フランスでも16%がそうであった。さらに問題を抱えているドイツの借り手の9%が返済のために給料を差し押えられていた。

クレジット問題を抱えているフランスおよびドイツの借り手は、英国の借り手よりも深刻な経済破綻に直面する可能性がはるかに大きい。

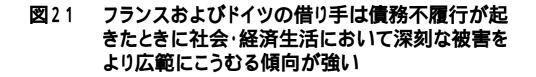
( )なかでも最も目を引くのが、クレジット問題を抱えている者の間での深刻な経済破綻の発生率における英国とフランスおよびドイツとの差である。消費者調査では、英国でクレジット問題を抱えている者のうち 4%が破産を申し立てている。10フランスでクレジット問題を抱えている者のうち 25%が個人破産に直面しているのに対して、ドイツではクレジット問題を抱えている者のうち 6%が個人破産に直面しており、16%が債権者に対して民事再生の申立て11を行なっていた。

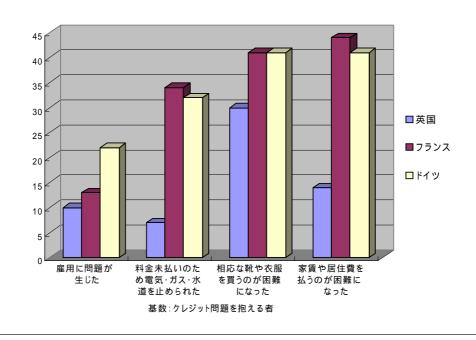
<sup>10</sup> この数値は消費者調査への回答から得られたものであり、和議は含まれていない。

<sup>11</sup> Eidesstattliche Versicherung. 実質的に新しい迅速な破産プロセス。



( )この相対的に厳しい制裁適用は、フランスおよびドイツの借り手が英国の借り手より も、クレジットに関する債務不履行の後に、深刻な問題により多く直面しているというこ とに反映されている。フランスおよびドイツの借り手は、住宅や雇用の問題、光熱費や家 賃を支払いにおける困難、ならびに相応な食事、靴または衣服のような生活必需品を購入 する際の困難といった経済的およびその他の問題を経験している可能性がより高い。





# 4.3 違法な貸付

フランスおよびドイツでは、信用履歴に傷のある者を完全に排除することによって、も う1つの局面が付け加えられ、違法な貸付を生む環境を創り出してきた。

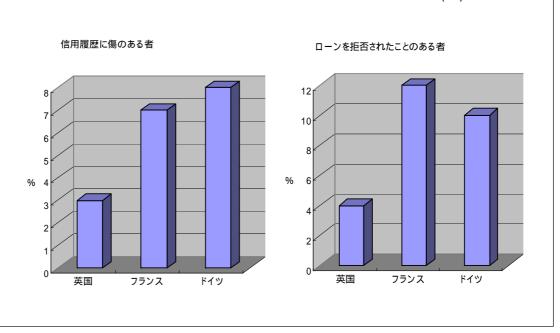
( ) フランスおよびドイツの両国においては、信用履歴に傷のある者が完全に排除されることによって、ローン業者のリスク回避が最も社会的に弱い低所得のクレジット利用者に及ぼすマイナスの影響が大きくなっているようである。マイナスの履歴は、各国の低所得者人口のかなり割合に影響を及ぼし、特に子供のいる世帯に影響を及ぼす可能性が明らかに高い。ドイツの SCHUFA は包括性が高く、フランスの FICP または英国の民間プロバイダーよりもマイナスの尺度をより広範にカバーしているため、ドイツではより高い割合の低所得者人口が登録されることにつながっている。

フランスおよびドイツで信用履歴に傷のある者は、そのような債務者に対して合法的な クレジットの選択肢が存在する英国におけるよりも、違法な貸付業者を利用する可能性が 高いようである。

( )現金を借り入れる必要があるが、合法的なクレジットの選択肢を利用できない者は、 違法な貸付業者を頼る可能性があり、これは信用履歴に傷のある者について最も起こる可 能性が高い。もちろん、違法な貸付の程度に関する正確な数値を得ることは不可能である。 しかしながら、消費者調査によれば、フランスおよびドイツの両国においては、そうした 消費者に対する違法な貸付が英国よりも明らかに多く存在するようである。英国では信用 履歴に傷のある低所得者層のうち 3%が、自分または家族の誰かが無免許の貸付業者を利用 したことを認めている。それに対して、この比率はフランスで 7%、ドイツで 8%である。 ローンを拒否されたことがある低所得債務者のなかでは、この比率は、英国で4%、フラン スで 12%、ドイツで 10%にまで上昇する。驚くべきことではないかもしれないが、自分が 無免許貸付業者を利用していることを認めるよりも、友人や家族がそうしたローンを利用 していることを知っていると認める者のほうが多くなっている。これはドイツで最も顕著 であり、低所得者層全体の 14%および信用履歴に傷のある者のうち 10 人中 3 人が、家族や 友人といった社会サークルのなかで一人は違法な貸付業者を利用したことがあると回答し ていた。これは、事実上のサブプライム・セクターとして、ドイツで営業している多様な ブローカー部門の一部の活動を反映している可能性がある。まさに現在、クレジット仲介 業者が来たる規制強化のテーマとなっており、消費者がこのセクターでクレジットを得て いるように、ここではドイツにおける自己規制の長い伝統が崩壊しつつあるようである。 このセクターは高度に細分化されており、きわめて零細な業者が多いことで特徴づけられ、 そこには行動規範を遵守させる力をもつ業界団体が欠如している。

# 図22 フランスおよびドイツの信用履歴に傷のある者は 英国におけるよりも違法な貸付に頼る傾向がはる かに高い

私か家族の誰かが違法な貸付業者を利用したことがある(%)



# 用語解説

# ペイデーローン (Payday loan)

ペイデーローンは、通常 200 ユーロから 300 ユーロという小口で、一般的には 14 日という非常に短期の契約期間にわたって提供される。しかし、ローンは一般的に数度にわたって借り換えられ、米国のすべての州における平均では 3.5 回である。ローンに対する担保は、次の給料日の日付が書かれたローン額に手数料を加えた金額の小切手または給料日に自動引落しを行なうための借り手の口座に対する電子的なアクセス権である。

## RTO (Rent To Own)

販売店が契約終了まで、一般には 12 か月から 24 か月の間、商品(通常は白物家電)に対する所有権を保持するレンタル契約。

# 小切手キャッシング (Check cashing)

少額の手数料と引き換えに(通常、額面価格のうち一定パーセントが最低手数料として課される)小切手(通常は政府発行の)を現金化するサービス。サービスは、銀行が対象としない者(米国では維持費を課す銀行口座に対する代替手段)や、銀行が対象とするが口座を通じて小切手を振り出すことを望まない者(たとえば、すでに当座貸越枠をすでに超えている場合)に提供される。

# リボルピング・クレジット (Revolving credit)

ローンの元本について返済スケジュールが固定されていないクレジット。しかし、金利は定期的に支払われることになっている。通常はクレジットカード債務を指す。フランスで過去数年にわたって低所得の借り手に対して提供されてきたリボルビング・クレジットカードは、VISA モデルのリボルビング・カードではなかった(VISA カードは現在ではこの市場にも提供されているが)。フランスにおける消費者調査でリボルビング・クレジットカードと呼ばれるものは、借り手が無期限の契約期間のなかで毎月の返済パターンを選択するというモデルに基づいている。借り手は、毎月の返済額の数倍にあたるクレジット枠が提供される(通常 15 倍から 24 倍)。カードは限定された範囲の店舗で商品を購入するのに用いることができ、キャッシュ・レジスターや限定されたた数の指定された ATM で現金を引き出すのに用いることができる。

# 車検証ローン (Auto Title loan)

借り手の車を担保として、一般には車の価値の 33%まで融資する 30 日のローン。通常、 貸付業者が車検証と車の合鍵を預る。

# 住宅訪問クレジット (Home credit)

一般には50ポンドから500ポンドの範囲で融資される少額の現金ローンおよびショッピングバウチャー。平均ローン額は300ポンド弱である。ローンは短期で、一般には23週間から55週間にわたって返済が行われる。取引(最初のローンの融資と返済金の回収)は、週ごとにエージェントによって借り手の自宅で行われる。

# 小切手不払い保護 (Bounce protection)

定期的な支払いや小切手のために利用できる資金が不足した場合に、銀行口座に課される NSF (残高不足による引き落とし不能)手数料に対抗する「小切手不払い保護」として、主流の銀行によって提供される無担保のクレジット枠。

# サブプライム (Sub-prime)

クレジット・スコアが主流の貸付で求められるよりも低い借り手のこと。英国でクレジット・スコアを下げる可能性のある要因としては、以下のものであげられる。選挙人名簿に記載されていないこと、申込者の職歴または収入歴、モーゲージまたは別の形態のクレジットにおける延滞、県裁判所での債務に関連した判決、破産、倒産した企業の経営者であること、家またはその他の所有物を差し押さえられた経験。

サブプライム・ポートフォリオは、より高いリスクで特徴づけられる借り手に対するローンから構成されたものである。そこには一般に受け入れられた普遍的な定義は存在せず、非常に多様で、英国よりもむしろ米国においてどちらともいえない領域が大きくなっている。サブプライムの最上位層には、サブプライム・ポートフォリオを狭く定義すると、過去1年間に2回以上の30日延滞または過去2年間に1回以上の60日延滞が1回というような相対的に小さな延滞が含まれる。サブプライムをより広く定義すると、クレジット契約についての3か月延滞、クレジット契約の不履行、過去5年間に県裁判所での判決または破産に陥ったかどうかによって決まる。あるいは、所得に占める債務で判断することもあり、所得に対する債務返済比率が50%以上になると、一般的にサブプライムと定義される。

# 信用履歴に傷のある者(Credit impaired)

本調査の文脈では、信用履歴に傷のある者とは、そのネガティブな信用履歴が非常に深刻であり、主流のクレジットにアクセスすることができない者を指す。フランスでは FICP、IB または IC への登録、ドイツでは SCHUFA への登録、英国では民間の個人信用情報会社(エクスペリアン、エキファックス)への債務不履行の登録または県裁判所の判決を意味する。3 カ国すべてにおいて、破産も同様な効果をもつ。

# NSF (Not Sufficient Finds、残高不足による引き落とし不能)

第三者からの支払要求に応じるために十分な残高が口座になかった場合に(たとえば、 小切手「不払い」または電子決済の拒否) 銀行によって課される手数料。

#### FICP (Fichier des Incidents de Credit aux Particuliers)

フランス国立銀行が管理するネガティブな信用情報を扱う主要な信用情報データベース。 一定期間内に修復されなかった返済の不規則性は、5年間にわたってデータベースに保存される。登録されると、いかなる形態の民間クレジットにもアクセスできなくなる。

## IB (Interdit Bancaire、銀行取引停止)

フランスでも小切手ははるかに一般的に用いられており、送金の中心手段となっている。十分な資金の裏づけがない小切手の振出しまたは返済義務を怠るといった問題は非常に深刻に考えられている(英国モデルの小切手保証カードは、フランス市場の特徴になっていない)。小切手が不払いになったり、電子決済が拒絶された場合、銀行はフランス国立銀行に情報を提供する法的な義務が有する。口座保有者にも通知が行なわれ、その状況が30日以内に修復されない場合、口座保有者はIB(銀行取引停止)またはIC(小切手取引停止)となる。最近、この登録期間は10年から5年に短縮されている。登録されると、小切手帳は返却しなければならず、銀行サービスは現金引出しと預金に限定される。IBになると、自動的にFICPへの登録が行なわれる。

# **SCHUFA**

クレジットに関連した情報だけでなく、5,000 の契約パートナー(クレジット業者だけでなく、通信業者、通信販売業者、小売業者、公益事業、保険業者、社会政府機関なども)から得た一定の取引データをもカバーしているドイツの信用情報機関。登録されると、どんな形態の民間クレジットに対するアクセスも排除される。

# APR (Annual Percentage Rate)

年利率。内部収益率(IRR)に基づいて EU 全域で用いられている法定算式。

#### TAP (Total Amount Payable)

総返済額。元本、金利、手数料およびその他の課金を含む、借り手がローン期間中に返済しなければならない総額。

# 手数料が課される出来事 (Chargeable events)

口座手数料を発生させる口座の不規則性となる出来事。クレジットカードまたは銀行口

座で発生することが多い。典型例としては、次のものがある。

- ・ 小切手不払い
- ・ ローンに関する遅延または延滞
- ・ 自動引落しまたは銀行振替の拒絶
- ・ クレジット限度額超過
- ・ 認められていない当座貸越の利用
- ・ 資金または当座貸越枠の裏づけのない小切手の振出し

# インフォーマルな借入 (Informal borrowing)

ビジネスとして貸付を行なっていない個人からの借入(たとえば、家族からのローン)。

# 地位を証明できない者 (Non status)

地位を証明できない借り手という用語は、ある程度サブプライムという用語に置き換えて用いることができるが、一般的には、選挙人名簿への登録、安定的な所得または雇用の証明書、または単に過去の信用履歴で「地位」の証明ができない者を指すのに用いられる傾向がある。

# 見せかけのプライシング (Coloured pricing)

クレジット手数料は商品の価格に含まれるので、購入はクレジット取引という形では現れない。通常、低所得者世帯向けの家電店での割賦販売やカタログ・クレジットで用いられる。

# リスク・プール (Risk pool)

クレジットが拡張される借り手のグループ

# 訳者あとがき

本リサーチマテリアルは、英国貿易産業省(DTI)が発行した"The Effect of Interest Rate Controls in Other Countries," August 2004 の全文翻訳である。本書の翻訳は、早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程佐々木広明が行ない、その草稿を早稲田大学商学学術院教授坂野友昭が加筆修正した。

この金利規制の影響に関する調査報告書が公刊された背景には、英国において、金利規制問題がここ数年議論されてきた消費者信用規制改革の一環として議論の対象になっていたことがあげられる。1974年消費者信用法がその後の市場の急速な発展によるクレジットの利用実態に見合わなくなってきた。同時に、過重債務および不当クレジット(金利や手数料が法外に高い)に対する英国政府の懸念が高まった。英国では、上限金利による金利規制は行われていない。マネーレンダース法(Moneylenders Act)によって、48%を超える金利は明らかに過剰なものであり、過酷で法外な取引とみなされていたが、クラウザー委員会によって、上限金利による消費者保護は実質的に効果のないものと結論づけられ、1974年消費者信用法の導入とともに撤廃された。

しかし、一部の消費者団体は、以下の点で消費者に利益をもたらすとして、上限金利の 導入を主張している。

搾取的な貸付に対処する。

消費者保護を強化する。

貧困と取り組む。

DTI は、こうした主張について評価を行うために調査を委託した。それが本調査である。 調査の目的としては、以下の4つがあげられた。

上限金利は他の国ではどのように適用されているのか (特に米国、フランス、ドイツにおいて)。

上限金利が消費者信用市場全般にどのような影響を及ぼしたか。

上限金利が社会的に弱い消費者の利用可能性にどのような影響を及ぼしたか。

上限金利がクレジットのコストにどのような影響を及ぼしたか。

本調査報告書では、まず各国の上限金利規制についてその概略を記述している。米国では、上限金利は州ごとに制定され、非常に複雑であり、常に変わっている。上限金利は段階方式が主流であり、ローンが小口になるほど高くなっていく。小口ローンや特定の貸付モデルに対しては、多くの州で特例的な適用除外が定められている(質屋、ペイデーローン、車検証ローン、RTO)。クレジットカードについては、1978年の最高裁判決により、連邦法銀行は「州外」金利を課すことができるようになった。1999年金融近代化法(Financial Modernization Act of 1999)第731条により、州法金融機関も州際金利を課せるようになった。

フランスでは、上限金利は、フランス国立銀行が四半期ごとに同一カテゴリーに属する市場平均金利を算出し、それに 1/3 を乗じた値に設定されている。2004 年第 1 四半期では、1,524 ユーロ以下のすべての消費者ローンに対して 20.85%、1,524 ユーロを超える割賦ローン、リボルビングローンおよび当座貸越に対して 16.25%、1,524 ユーロを超えるパーソナルローンおよびその他のローンに対して 9.6%であった。保険料や延滞に関する手数料・金利などには上限金利は適用されない。債務不履行に対する制裁も厳しく、小切手の不渡りや口座引き落としができなかった場合の標準的な罰金制度もある。

ドイツでは、上限金利を規定する法律はなく、上限金利は 1978 年および 1980 年の判例によって定められている。判例による「経験則」によって、上限金利は毎月ドイツ連邦銀行によって発表されるローン・タイプ別市場平均金利の 2 倍の水準に設定される。2003 年では、消費者ローンについては 6.90%から 7.90%の範囲で、当座貸越については 10.27%から 10.84%の範囲で月ごとに変化していた。保険料、審査費、会費、遅延損害金、その他の経常経費(現金引き出し、明細書の発行、通信費など)は金利に含まれない。貸し手は返済がなされない場合に借り手の給与や社会給付金に直接アクセスできる(返済がなされなくなってから 3 ヵ月後に自動的に適用)。

調査の結果、上限金利が及ぼす影響として、以下のことが明らかとなった。

クレジットに対する需要(特に低所得者層の)は、どこの国でも同じようにある。

米国および英国の消費者は、伝統的なクレジット商品よりも新世代のサブプライム商品を選好している。

上限金利を適用している市場では、クレジットのアベイラビィリティ(商品の多様性 とクレジットの量の双方において)がより小さくなる。

ペイデーローン、RTO、車検証ローンなどの発展により、サブプライム市場は多様かつ競争的になっており、低金利化へと向かっている。

上限金利は、低リスク者向けのクレジットの金利には影響を及ぼさない。

高リスク者向けのクレジットでは、手数料がより頻繁に課され、残高に対して相対的 に大きいものになる。

フランスの高リスク者は、米国および英国のサブプライム商品を利用している債務者 に比べて、より大きな借入を長期にわたって行っている。

上限金利が適用されている国では、契約内容が複雑となるため、契約条件が理解されない傾向にある。

上限金利が適用されている国では、消費者にとって金利以外のコスト負担が増加しており(たとえば、遅延損害金)、実質的な負担に違いはなかった。

上限金利が適用されている市場では、高リスク者がクレジットから排除される。

上限金利が適用されている市場では、消費者の自然な消費者選択パターンが歪められることによって、債務者は遅延損害金や債務不履行を増大させる。

フランスおよびドイツの消費者は、債務不履行が起きた場合に社会・経済生活におい

てより深刻な被害(雇用に問題が生じたり、電気・ガス・水道が止められるなど)を 受ける。

フランスおよびドイツにおける違法な貸付業者の利用率は、英国の 2 倍となっている。以上の調査結果を踏まえて、DTI では以下のような結論を下した(詳細については、英国貿易産業省/江夏健一・坂野友昭監訳『21 世紀の消費者信用市場 - 公正、透明かつ競争的な市場を求めて』東洋経済新報社、2005 年を参照)。上限金利の導入によって、より多くの社会的に弱い人々がこれまで以上に保護されるようになるとは考えていない(違法な業者の増加など、別の問題を生み出してしまう)。社会的な弱者の保護は、次のような代替的な政策でより良く達成することができる。要するに、上限金利だけで社会的な弱者を保護することもできないし、唯一の方法でもないということである。

クレジット契約の透明性を向上させる。

不公正な関係に関する規定が不当クレジット問題をカバーする。

一部のクレジット紛争に関する ADR (裁判外紛争解決手続)。

免許保有者に対して措置をとる OFT の権限を強化する。

違法な貸付業者に対する取り組みを継続する。

社会的疎外に対する一層の取り組みを行う。